

山形県社会的養育推進計画

(令和7年度～令和 11 年度)

(案)

令和7年 月

山 形 県

目 次

はじめに(計画の趣旨)	1
1. 計画の基本的考え方及び全体像	3
2. 当事者である子どもの権利擁護の取組み(意見聴取・意見表明等支援等)	5
3. 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組み	8
4. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み	14
5. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	17
6. 一時保護改革に向けた取組み	19
7. 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組み	24
8. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み	28
9. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み	38
10. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み	41
11. 児童相談所の強化等に向けた取組み	47
12. 障害児入所施設における支援	51

参考資料

1. 山形県内の社会的養護関係施設の設置状況(令和6年4月1日現在)	54
2. 山形県社会的養育推進計画(令和7年度～令和11年度)の策定経過	55
3. 山形県社会的養育推進計画検討会議委員名簿	56

■ 計画の趣旨

様々な事情により保護者の適切な養育を受けられないこどもは、公的責任で社会的に保護し養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行う必要があり、これを「社会的養護」といいます。

我が国における社会的養護に係る施策は、これまでこどもを取り巻く環境の変化に伴い、累次の見直しが行われており、平成23年に厚生労働省の社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」等を踏まえ、里親等への委託や施設の小規模化・地域分散化を推進するための都道府県計画の策定が求められ、本県では平成27年3月に現行計画の前身となる「山形県家庭養育推進計画」を策定しています。

平成28年には、昭和22年の制定時から見直されてこなかった児童福祉法の理念規定が改正され、「こどもが権利の主体であること」が位置付けられるとともに、こどもの「家庭養育優先原則」が明記されました。

この児童福祉法の抜本的な改正を受けて、平成29年8月に、厚生労働省が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、市区町村におけるこども家庭支援体制の構築、児童相談所の体制強化、里親への包括的支援体制の構築、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、こどもの自立支援など、改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示されました。

平成30年7月には、国が「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を示し、改正児童福祉法の理念の下、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組みを推進していくための新たな都道府県計画の策定を求め、それを受け、本県においては山形県家庭養育推進計画を見直し、令和2年3月に「山形県社会的養育推進計画」（以下「計画」という。）を策定したところです。

一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）施行前の平成11年度の11,631件に比べ、令和3年度には207,660件と約17.9倍に増加しているなど、こどもの養育に困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化してきている状況にあることから、令和4年の児童福祉法改正により、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進することとされました。

都道府県には、この令和4年の改正児童福祉法の内容を計画に適切に反映した上で取組みを推進することが求められており、本県では、これまでの取組状況と課題等を踏まえ現行計画の必要な見直しを行い、社会的養育の更なる推進を図るための新たな計画を策定するものです。

新しい社会的養育ビジョン （「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表）

経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参考し開催された有識者による検討会（※）で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（座長： 国立成育医療研究センター奥山真紀子こころの診療部長）

ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要があり、その工程において、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮を行う。

＜工程で示された目標年限の例＞

- ・ 遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォースタッキング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・ 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。
- ・ 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。（特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。）
- ・ 概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

181

＜出典：こども家庭庁資料「社会的養育の推進に向けて」＞

【参考】「新しい社会的養育ビジョン」における用語の解説（同ビジョンより抜粋）

『社会的養育』

社会的養育の対象は全ての子どもであり、家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども、その胎児期から自立までが対象となる。そして社会的養育は、子どもの権利、子どものニーズを優先に、家庭のニーズも考慮して行われなければならない。

全ての子どもやその家族、特に虐待を受けたり貧困状態にある子どもやその家族に対して、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切れるようなライフサイクルを見据えた社会的養育システムの確立が求められている。

新たな社会的養育という考え方では、その全ての局面において、子ども・家族の参加と支援者との協働を原則とする。

『社会的養護』

通常の養育支援や子どもへの直接的な支援は、保護者とサービス提供者の契約で行われているため、開始と終了が保護者の判断や意向に委ねられている。一方、保護者や子どもの意向を尊重しつつも、子どもの成長発達の保障のためには、確実に保護者の養育支援ないし子どもへの直接的な支援を届けることが必要であると行政機関が判断する場合がある。この場合、サービスの開始と終了に行政機関が関与し、子どもに確実に支援を届けるサービス形態を社会的養護と定義する。

また、保護者と子どもの分離が必要な事情があり、分離した後の代替養育を公的に保障しサービスを提供する場合は、措置・契約の形態如何にかかわらず、社会的養護に含める。児童相談所の行政処分（在宅指導措置を含む）はもとより、自立援助ホーム、契約入所の障害児施設、ショートステイ、母子生活支援施設も含まれる。

『代替養育』

社会的養護には、保護者と分離している場合と分離していない場合の両者を含むが、分離している場合を特に代替養育と呼ぶ。

1 計画の基本的考え方と全体像

（1）基本理念と目指す姿

令和4年の改正児童福祉法の内容を踏まえ、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することを通じて、子どもの最善の利益の実現に向けた取組みを推進します。

そのために当事者である子どもの声を聴き、その意見や意向を踏まえるとともに、児童相談所を中心に、市町村をはじめとする関係機関と連携し、子どもの自立に向けた切れ目のない支援を行うことで、『すべての子どもが社会全体に支えられ、将来の夢と希望を実現し、自立して暮らせる山形県』を目指します。

《家庭養育優先原則》

在宅支援の推進

- 子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援する

里親等による家庭的養育の推進

- 家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める

施設における専門的かつ家庭的養育の推進

- これらが困難な場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、小規模かつ地域分散化された施設への入所を検討する

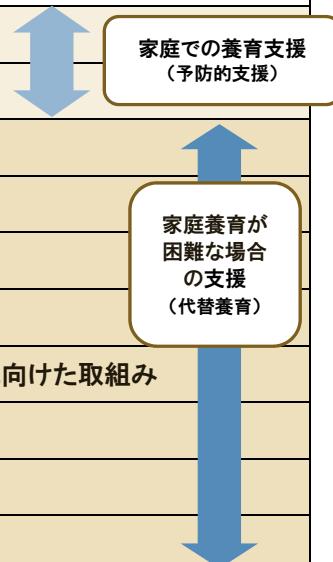
《パーマネンシー保障》

- 永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障（「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日新たな社会的養育の在り方に関する検討会）より引用）

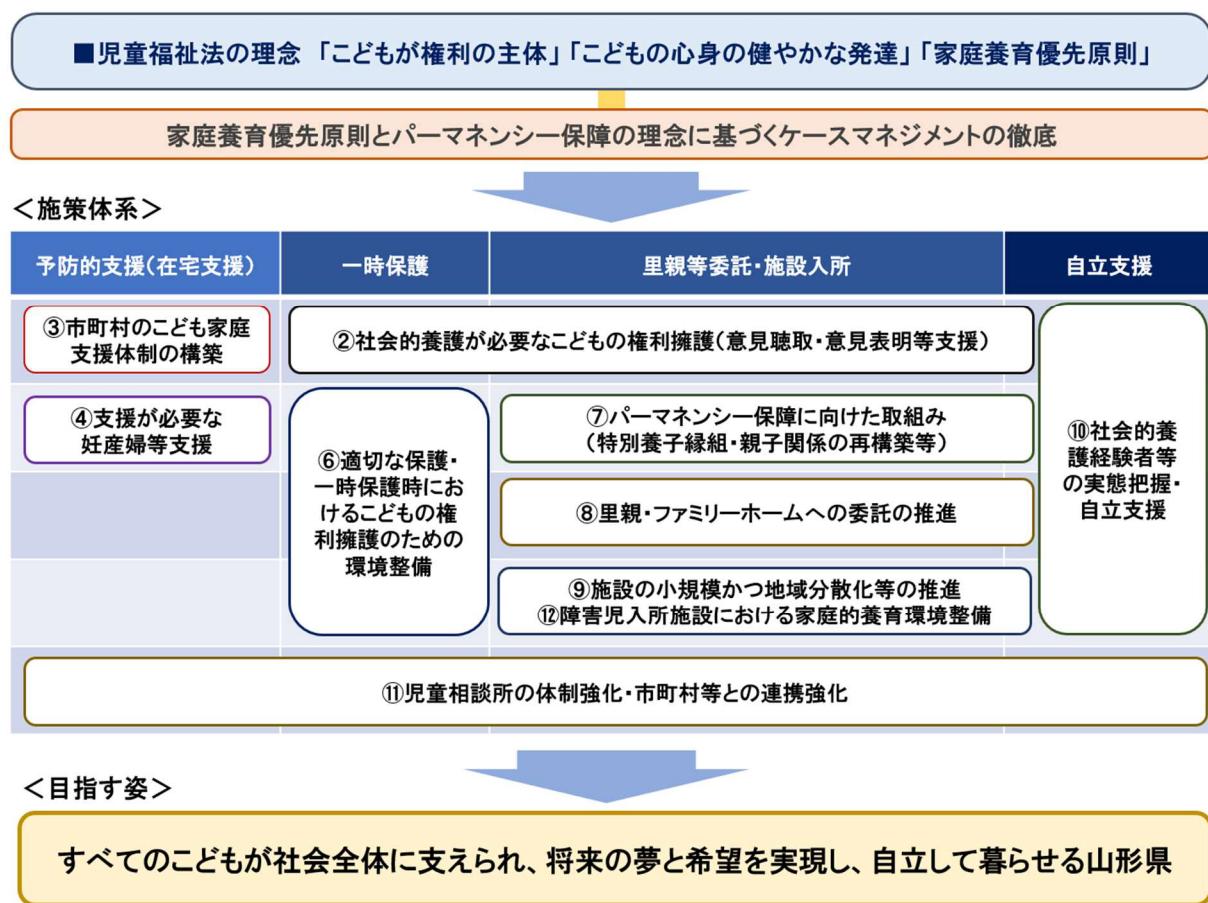
（2）計画体系

基本的考え方の下、以下に掲げる項目について具体的な取組みと目標を定めます。

①	計画の基本的考え方と全体像
②	当事者である子どもの権利擁護の取組み
③	市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組み
④	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み
⑤	各年度における代替養育を必要とする子ど�数の見込み
⑥	一時保護改革に向けた取組み
⑦	代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組み
⑧	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み
⑨	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み
⑩	社会的養護自立支援の推進に向けた取組み
⑪	児童相談所の強化等に向けた取組み
⑫	障害児入所施設における支援



<図表1-1> 計画体系・全体像



(3) 計画期間とPDCAサイクルの運用

本計画は、令和2年3月に策定した「山形県社会的養育推進計画」の後期である令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

計画の進捗について、毎年度評価指標により自己点検・評価を行うとともに、その結果を山形県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告することとします。また、自己点検・評価によって明らかになった課題等については、必要に応じて見直しを行い取組みに反映します。

(4) 山形県こども・子育て笑顔プラン（山形県こども計画）との関係

本計画は、本県のこどもに関する施策の総合的計画である「山形県こども・子育て笑顔プラン」の基本の柱4「困難を有するこども・若者と家庭が未来を切り拓くために」における推進方(3)「こどもへの虐待防止」及び推進方策(4)「社会的養護等を必要とするこどもへの支援」を踏まえ、具体的に施策を推進していくための計画として位置付けるものです。

2 当事者である子どもの権利擁護の取組み（意見聴取・意見表明等支援等）

令和4年の改正児童福祉法では、子どもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の「意見聴取等措置の義務化」、子どもの意見形成を支援するとともに、子どもの希望に応じて関係機関等への意見表明支援や声を代弁する仕組みである「意見表明等支援事業」の創設が行われるとともに、「子どもの権利擁護に係る環境整備」が都道府県の業務として明記されました。

また、社会的養育に係る計画等の策定や権利擁護のためのツールの作成等、社会的養護に関する施策を検討する際には、当事者である子どもの意見聴取を行い、その内容を反映させることが重要となります。

これらを踏まえ、改めて子どもが権利の主体であることに留意し、子どもの権利擁護のための取組みを推進します。

（1）一時保護及び里親委託や施設入所等の措置された子どもの権利擁護

■現状

- ・一時保護や里親委託・施設入所等の措置にあたっては、児童相談所において子どもに十分な説明と意見聴取を行うとともに、子どもや保護者の意向を踏まえつつ、子どもの最善の利益の実現に向けた援助方針の決定を行っています。
- ・一時保護や里親委託・施設入所等の措置がなされた子どもに対しては、児童相談所職員や里親・施設等職員が「子どもの権利ノート」を用いて子どもの権利について説明を行うとともに、意見箱やアンケート、児童相談所職員の定期的な面接などにより、子どもが意見等を表明するための手段や機会の確保に取り組んでいます。
- ・平成26年度から「社会的養護における安心・安全レベルアップ推進事業」を実施し、児童養護施設等と児童相談所が協働しながら、被措置児童等虐待や子ども同士の暴力などの防止等に取り組むことで安心・安全な生活の場を保障し、子どもの権利擁護を図っています。
- ・令和6年度から、子ども自身が児童相談所による措置や里親・施設等における生活の不安や悩みについて意見等を表明できるよう、令和4年改正児童福祉法で新設された「意見表明等支援事業」について、県内2か所ある一時保護施設の入所児童を対象に開始したところです。

■課題

- ・子どもの視点に立って子どもの意見等を聞き援助方針や自立支援計画に反映させることができるよう、児童相談所職員や里親・施設等職員には子どもの権利擁護についての資質向上が求められます。
- ・子どもが意見等を表明することができる手段と機会について、子どもへの十分な周知と利用しやすい仕組みづくりが必要です。
- ・個別のことの権利救済の仕組みとして、本県では、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会において、子どもからの求めに応じて審議・調査を行うとともに、関係機関等への意見具申を行うこととしておりますが、当該仕組みについて子どもへの周知が必要です。

・子どもの権利擁護の取組みを進める上では、子どもの権利や権利擁護のための取組みについて、社会的養護に携わる職員等の理解促進を図る必要があります。

■今後の取組みの方向性

- ・令和6年6月に策定した「山形県児童相談所子どもの意見聴取等措置ガイドライン」に基づき、適切な子どもの意見等聴取を行うため、児童相談所職員に対する研修を毎年度継続的に実施します。
- ・引き続き、意見箱やアンケートにより子どもが意見等を表明できる機会を確保するとともに、令和6年度に一時保護施設を対象に開始した子どもが意見等を伝えることをサポートする意見表明等支援員（独立性のある第三者）を配置する「意見表明等支援事業」について、実施状況を踏まえながら、支援対象を段階的に児童養護施設や里親家庭等で養育される子どもに拡大し実施します。
- ・「子どもの権利ノート」の活用等により、子どもの権利や意見表明等支援事業などの権利擁護のための取組み、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会への直接申立てによる個別の権利救済の仕組みについて、当事者である子どもへの周知を図ります。
- ・併せて、社会的養護に携わる職員等への周知啓発や「社会的養護における安心・安全レベルアップ推進事業」における研修などにより、子どもの権利擁護に関する理解促進と具体的な取組みの促進を図ります。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)		目標・評価の視点					
		現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体の職員等）及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施★	実施回数	関係職員に対し随時	関係職員に対し年1回以上	関係職員に対し年1回以上	関係職員に対し年1回以上	関係職員に対し年1回以上	関係職員に対し年1回以上
	受講者数	合計 100人	合計 100人	合計 100人	合計 100人	合計 100人	合計 100人
	子どもへの啓発	年1回	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
意見表明等支援事業	利用可能な子どもの人数★	(R6末見込) 18人	100人	170人	200人	220人	244人
	利用可能な子どもの割合★	7%	40%	70%	80%	90%	100%
	上記中、利用した子どもの割合	—	子どもからの希望に応じて、適切な利用を促進				
	第三者への委託状況（独立性の確保）	委託 (独立性あり)	独立性を有する第三者への委託を実施				
措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度	認知度	—	60%	70%	80%	90%	100%
	利用度	—	子どもからの希望に応じて、適切な利用を促進				
	満足度	—	前年度より增加	前年度より增加	前年度より增加	前年度より增加	前年度より增加
措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度	理解度	—	前年度より增加	前年度より增加	前年度より增加	前年度より增加	前年度より增加
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度	割合	—	意見箱、アンケート、職員による聴き取り、意見表明等支援事業等により、すべての措置児童等が日ごろから意見表明ができる体制を整備(各年度100%)				
	満足度	—	前年度より增加	前年度より增加	前年度より增加	前年度より增加	前年度より增加
児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会に対する意見の申立件数	申立件数	—	'子どもの権利ノート'等を活用し当事者である子どもへの周知を行うとともに、申立てがあった際に適切に対応する。				

(2) 社会的養育推進計画の策定及び施策への当事者である子どもの参画

■現状

- ・本計画の策定にあたり設置した「山形県社会的養育推進計画検討会議」において、当事者である社会的養護経験者2名から委員として参画いただきました。
- ・また、令和4年の改正児童福祉法の趣旨を踏まえた取組みの推進に関して、当事者である子どもの意見を計画に反映するため、施設等入所児童や里親等への委託児童、施設等退所児童へのアンケートによる意見聴取を行いました。

■課題

- ・計画に基づく施策の検討においても、当事者である子どもの意見聴取等により、その内容を反映する取組みが必要です。
- ・また、その際、より簡便で回答しやすいアンケート手法など子どもの負担とならないよう配慮するとともに、意見表明等支援事業を活用するなど適切な意見表明ができるよう検討が必要です。

■今後の取組みの方向性

- ・引き続き、社会的養護に関する施策を検討する際には、当事者の検討会議等への委員としての参画やアンケート・ヒアリング等の実施により当事者である子どもの声を聴き、その内容を施策に反映していきます。

<評価指標>

項目	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画及び措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	実施済					

3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組み

令和4年の改正児童福祉法では、児童福祉機能を担う子ども家庭総合支援拠点と母子保健の機能を担う子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされました。

また、家庭への支援を充実するため、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業）とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられました。

こどもと家庭に最も身近な市町村において、こども家庭センターが中心となり、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することができるよう、児童相談所や児童家庭支援センター等との役割分担と連携により、こどもと家庭への支援体制の強化を図ります。

また、ヤングケアラーなど複雑な事情を抱える家庭への支援を行う上で、介護、医療、教育等の多機関連携が重要であるため、こども家庭福祉分野に留まらず、教育分野や関係機関との連携体制の強化を図ります。

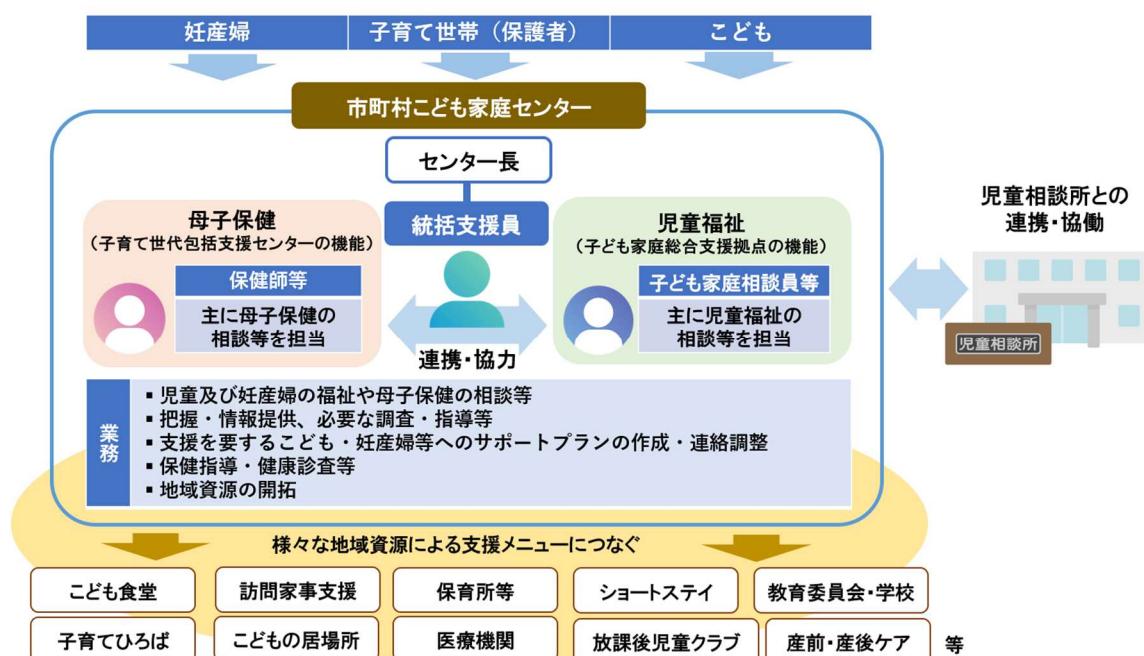
これらの取組みにより、市町村のこども家庭支援体制の構築等を支援します。

（1）市町村の相談支援体制の整備に向けた支援

■現状

- ・本県では、市町村において母子保健機能と児童福祉機能を併せ持ちこどもや家庭への一体的支援を行う「こども家庭センター」は、令和6年4月1日現在 27市町村(77.1%)で設置されており、身近な地域における相談支援体制の整備が進んできています。

＜図表3-1＞ こども家庭センターの概要



- ・県では、こども家庭センターの設置・運営に対する相談支援や経費の助成などによる支援をしています。
- ・また、こども家庭福祉に携わる市町村職員の専門性の向上を図るため、こども家庭センターが法制化されるまで母子保健機能を担っていた子育て世代包括支援センターに配置する「母子保健コーディネーターの養成研修」や児童福祉機能を担っていた子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた「市町村職員専門性強化研修」などを実施しており、こども家庭センターが法制化された後は、有識者や先進自治体から講師を招き、当該センターの設置・運営に向けた研修などを実施しております。
- ・児童相談所では「児童相談所スーパーバイザー派遣事業」により、児童福祉司を市町村の要保護児童対策地域協議会の実務者会議等に派遣し、専門的見地からの助言を行うことなどにより、市町村の相談支援体制の構築を支援しています。
- ・ヤングケアラーへの支援は、市町村のこども家庭センターなどが相談支援を行っていますが、県では、令和6年度から「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置（外部委託）し、市町村等関係機関への助言や研修などを実施しています。

■課題

- ・こども家庭センターの未設置市町村においては、当該センターにおいて母子保健機能と児童福祉機能の双方の調整を行う責任者となる「統括支援員」等の人員確保が課題となっています。
- ・同センターの設置済の市町村においては、今後の人事異動を見据えた専門職の確保やサポートプランの作成など実務に関するノウハウの蓄積が必要となっています。また、同センターの設置により、母子保健部門と児童福祉部門が組織的に一体化したことを受け母子保健機能と児童福祉機能の連携強化が図られた一方で、同センター設置に伴う移転等により、同センターとは別の施設となってしまった部署（母子保健の一部やDV対応部門等）との連携が課題になっている例も見受けられます。
- ・近年、本県の児童虐待認定件数は高止まりしている状況にありますが、虐待と認定された事案への対応の約9割が保護者との分離を必要としない在宅での面接指導となっていることから、こども家庭センターをはじめとする市町村と一時保護や施設入所措置等の専門的機能を有する児童相談所との連携の更なる強化が必要です。
- ・加えて、ヤングケアラーなど複雑な事情を抱える家庭への支援を行う上では、介護、医療、教育等の多機関連携が重要であるため、こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制の強化が必要です。

■今後の取組みの方向性

- ・引き続き、市町村におけるこどもや家庭に対する相談支援体制の中心となるこども家庭センターの設置・運営を支援します。
- ・こども家庭センターの統括支援員等を対象とした実務的な研修会を開催し職員のスキルアップを支援するとともに、市町村の担当者同士が顔を合わせて行う情報交換の機会を確保することで、こども家庭センターにおける人材の確保・育成と運営のノウハウの蓄積を支援します。
- ・また、引き続き、要保護児童対策地域協議会に配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所の参画を促し、DV対応と児童虐待対応との連携強化を図っていきます。

- 併せて、引き続き児童相談所職員のスーパーバイザーとしての派遣により市町村職員への専門的助言等を行い、市町村における在宅支援体制の強化を支援します。
- そのうえで、改めてこども家庭センターを中心とした在宅支援を行う市町村と一時保護や施設入所措置等の専門的対応を行う児童相談所の役割分担と対応基準を定めるための検討や共通理解を深めるための合同研修の実施等により、市町村と連携した相談支援体制の構築を進めるとともに、ヤングケアラー・コーディネーターの配置等により介護、医療、教育等の多機関連携体制の強化を図っていきます。

＜評価指標＞

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センターの設置数★	27市町村	32市町村	33市町村	35市町村	35市町村	35市町村
こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数★(義務的研修以外)	実施回数	年1回	年2回	年2回	年2回	年2回
	受講者数	平均 50人	70人以上	70人以上	70人以上	70人以上
都道府県と市町村との人材交流の実施状況	—	児童相談所職員と市町村職員の合同研修等の実施による顔の見える関係づくりと実践的協働関係の構築				
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	—	児童相談所職員によるスーパーバイズや実務研修の開催により、全ての市町村でサポートプランの策定を実施				

（2）市町村の家庭支援事業等の整備に向けた支援

■現状

- 市町村においては、令和4年の改正児童福祉法に位置付けられ令和6年度から施行されている家庭支援事業について、特に支援が必要な者に対して市町村が利用勧奨や措置を実施することも勘案した上で、市町村子ども・子育て支援事業計画に必要量の見込みや確保方策を位置付け、支援が必要なこどもや家庭を積極的に支援していくこととされています。

＜図表3-2＞ 市町村における家庭支援事業の実施状況(令和6年11月1日現在)

事業名 (家庭支援事業6事業)	実施状況	
	令和6年度	令和7年度から実施予定
① 子育て短期支援事業	25市町村	2市町村
② 養育支援訪問事業	25市町村	—
③ 一時預かり事業	29市町村	—
④ 子育て世帯訪問支援事業(R6新設)	13市町村	5市町村
⑤ 児童育成支援拠点事業(R6新設)	1市町村	1市町村
⑥ 親子関係形成支援事業(R6新設)	5市町村	4市町村

- 県では、市町村の家庭支援事業に要する経費の助成を行うとともに、児童相談所の児童福祉司が要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議等の場において、利用が望ましい事業等について助言や情報提供等を行っています。
- 18歳未満のこどものいる母子家庭で、経済的な事情や子育て上のさまざまな問題を抱えている場合は、母子生活支援施設への入所により安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を行っています。

■課題

- ・家庭支援事業については、受け皿となる施設や事業者等の社会資源が不足していることから、ニーズがあっても実施につながっていないケースがあります。また、施設や事業者等においては、こどもとその家族が抱える多様な課題に応じた支援が求められており家庭支援事業の目的の理解促進とその支援の質の確保も必要です。
- ・「子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）」については、各都道府県において市町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホーム等を積極的に活用できるよう支援することが求められていますが、委託可能な里親等の更なる確保と市町村への働きかけが必要です。

＜図表3-3＞ 子育て短期支援事業の受託契約をしている施設・里親等の数(令和6年11月1日現在)

乳児院 (2施設)	児童養護施設 (5施設)	母子生活支援施設 (1施設)	里親 (144世帯)	ファミリーホーム (3施設)	計
2	5	1	6	1	15

- ・母子生活支援施設は、社会的養護関係施設で唯一、母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができるという強みを活かし、親子分離を防ぐための予防的支援から親子関係再構築支援まで幅広い活用可能性がありますがニーズがあっても活用につながっていない場合があります。

＜図表3-4＞ 市町村における母子生活支援施設の活用状況(令和6年11月1日現在)

活用状況	市町村数	割合
ニーズがあり、活用している	10市町村	29%
ニーズはあるが、活用に至っていない	10市町村	29%
ニーズがない	12市町村	34%
その他(具体的な活用のイメージができる等)	3市町村	8%

■今後の取組みの方向性

- ・引き続き、市町村の家庭支援事業への助成を行うとともに、児童相談所の児童福祉司による個別ケースへの具体的助言や情報提供等により、家庭支援事業のニーズの掘り起こしと適切な事業メニューの実施を支援します。
- ・家庭支援事業の受け皿の確保及び円滑な実施に向け、受け皿となる施設や事業者等に対し制度の周知を図るとともに、市町村に対し管内における児童福祉施設等の社会資源の状況に関する情報提供等を行います。
- ・「子育て短期支援事業」については、市町村における実施拡大のため、受け皿となる里親（いわゆる「ショートステイ里親」）の確保に取り組むとともに、市町村に里親の活用に向けた啓発を行い適切に連携していきます。また、受け皿となる施設等に対し、本事業専用の居室及び専従職員の確保など安定的な受入体制の構築について、国庫補助事業の活用などにより支援していきます。
- ・母子生活支援施設との連携や具体的な活用ケース等について市町村に周知し、地域における支援ニーズに対する適切な活用を促進します。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率★	—	前年度より增加	前年度より增加	前年度より增加	前年度より增加	前年度より增加
市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数(契約ベース)★	6	9	11	14	17	20

（3）児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組み

■現状

- ・児童家庭支援センターは、児童福祉法第44条の2に規定されている第二種社会福祉事業であり、虐待相談が増加する中、児童相談所の補完的役割を果たす地域の相談支援の拠点として位置付けられています。

《児童家庭支援センターの主な業務》

- ① 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる
- ② 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う
- ③ 児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童等、継続的な指導措置が必要であると判断された児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う
- ④ 里親及びファミリーホームからの相談に応ずる等、必要な支援を行う
- ⑤ 児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、学校等との連絡調整を行う

- ・本県では、村山地域に1か所、庄内地域に1か所設置されており、心理職の配置を活かした専門的な相談に応じるとともに、宅食事業の実施などにより地域のこども家庭への支援を行っています。
- ・市町村に対しては、要保護児童対策地域協議会の構成機関として、個別ケースへの助言や連携した対応を行っています。
- ・県では、地域の相談支援の拠点として、専門職の配置と運営経費に対する助成等により支援しています。

<図表3-5> 児童家庭支援センター設置状況（令和6年4月1日現在）

地域	名称	設置地	設置年度
村山	子ども家庭支援センター チエリー (児童養護施設 寒河江学園に併設)	寒河江市	平成20年度
最上	—	—	—
置賜	—	—	—
庄内	児童家庭支援センター シオン (児童養護施設 七窪思恩園に併設)	鶴岡市	平成18年度

- ・児童家庭支援センターの未設置地域の市町村では、こどもや家庭に関する専門的な相談に対しては、中央児童相談所の最上駐在及び置賜駐在の児童福祉司と連携し、助言等を受けながら対応しています。

■課題

- 児童家庭支援センターの相談件数は増加傾向にあり、相談の内容も家庭が抱える問題の複雑化から専門的対応が必要な内容が増えています。

<図表3-6> 児童家庭支援センターへの相談件数

(単位:件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談 件数	2,692	3,417	2,521	2,594	4,955	5,913	4,241	5,153	5,817	4,859

(子ども家庭福祉課調べ)

- 児童家庭支援センターには、心理職による親子への面接や関係機関への助言など身近な専門的相談支援機関としての役割や家庭支援事業等の委託先として期待されている一方で、児童相談所（各駐在を含む）や市町村こども家庭センターとの役割分担があいまいな部分があることや、当該センターの体制強化を望む声もあります。

■今後の取組みの方向性

- 引き続き地域の相談支援の拠点としての機能を果たせるよう、専門職の配置と運営経費に対する助成等により支援していきます。
- 市町村と児童相談所の役割分担等を検討する中で、児童家庭支援センターに求められる機能や役割を整理し、必要な支援を検討していきます。
- 未設置の最上地域、置賜地域についても、虐待相談件数等の状況や家庭支援事業等のニーズなど地域の実情を把握しながら設置の可能性について検討していきます。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点						
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11	
児童家庭支援センターの設置数★	2か所	2か所を維持するとともに、未設置2地域での設置を検討					
児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合(分母:指導措置委託全件数)	件数★	—	児童家庭支援センターとの認識の共有や具体的な基準や手順等の整理し、段階的に在宅指導措置委託件数の増加を図る				
	割合	—					
市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数★	—	併設している児童養護施設とともに、市町村のニーズに合わせて機能強化等を検討					

4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み

令和4年の改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦※等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う「妊産婦等生活援助事業」が法律上位置付けられ、都道府県がその体制整備や支援を必要とする特定妊婦等への利用勧奨等を通じて着実に支援を届けていくこととされました。

これを受け、社会的養護関係施設で唯一母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができるという強みを持つ母子生活支援施設の活用や経済的課題を抱える妊婦に対する助産制度の周知、県や市町村の母子保健担当部局との連携等により、支援を必要とする妊産婦等への支援体制の構築に取り組みます。

※予期せぬ妊娠や貧困、DV、若年妊娠などで子どもを育てるのが難しく、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(1) 妊産婦等生活援助事業の整備

■現状

- 厚生労働省が実施した調査では、全国の市区町村において特に支援が必要な妊婦として要保護児童対策地域協議会に登録した特定妊婦の数は、平成22年度は875人でしたが、令和2年度では8,327人と約9.5倍に増加しています。
- 本県の特定妊婦数※も、令和元年7月1日現在で20人でしたが、令和6年11月1日現在で43人と増加しています。（※市町村要保護児童対策地域会での登録数）

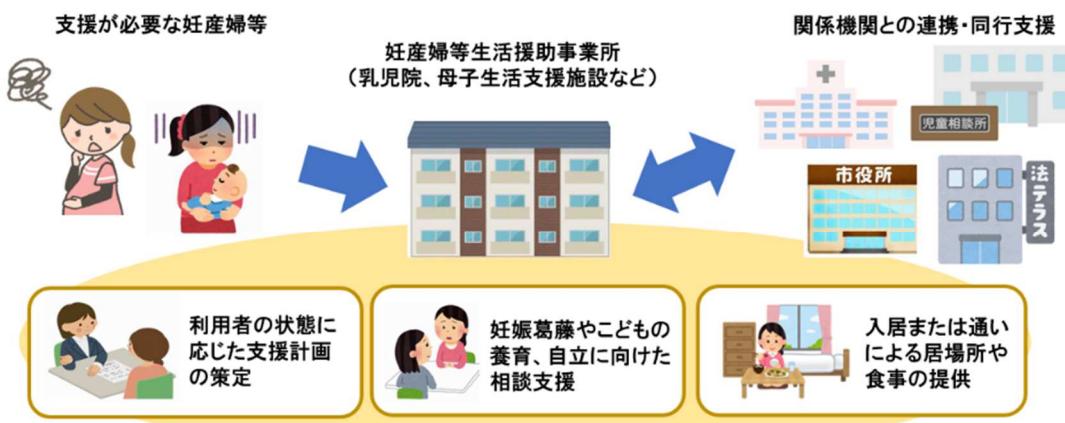
■課題

- 特定妊婦が増加していることを背景に、令和4年の改正児童福祉法に位置付けられた「妊産婦等生活援助事業」の実施体制整備に向けた具体的な検討が必要となっています。

■今後の取組みの方向性

- 事業所として想定されている母子生活支援施設等の実情を把握した上で、計画期間内の「妊産婦等生活援助事業」の実施体制の整備に向けた検討を進めます。

<図表4-1> 妊産婦等生活援助事業の概要



<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点						
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11	
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数★	—	計画期間中に県で1か所の事業所設置					

（2）助産施設・助産制度の体制整備と周知

■現状

- ・助産施設は、経済的な理由により入院助産を受けることが難しい妊婦が入院し助産を受けることができる施設で、主に産科病院や助産所が助産施設として指定されており、本県では7施設が指定されています。
- ・助産制度は、経済的な理由によって入院助産を受けることができない妊娠に対して、入院助産の費用の一部または全部を助成する制度です。助産制度を利用する場合は指定された助産施設で行うことになり、県総合支庁福祉担当課や市福祉事務所を窓口として、利用者の受け入れを行っています。
- ・県の子育て情報に係るWebサイト「やまがた子育て応援サイト」や各市町村のホームページをはじめとした各種媒体で助産制度の周知を行っています。

<図表4-2> 県内助産施設の状況(各年度末)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定施設数	7施設	7施設	7施設	7施設
定 員	29人	29人	29人	29人
入所人員	0人	1人	1人	1人

(福祉行政報告例:中核市分を含む)

■課題・今後の取組みの方向性

- ・助産施設は県内4地域に1施設以上指定されており、各地域におけるニーズに対応できる体制が整備されておりますが、利用は少ない状況にあります。
- ・引き続き県や市町村の各種広報媒体を活用し周知を図るとともに、産科病院や助産所などの医療機関と連携し、経済的な理由により入院助産を受けることが難しい妊婦等への支援を行っていきます。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
助産施設の設置数★	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設

(3) 市町村等との連携

■現状

- ・特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦等に対しては、母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つ市町村のこども家庭センターを中心に支援を行っています。
- ・県では「母子保健コーディネーター養成事業」や「市町村職員専門性強化研修」の実施などにより、特定妊婦等支援に携わる市町村職員のスキルアップを支援しています。

■課題

- ・市町村における母子保健と児童福祉の連携については、様々な方法を模索しながら取り組んでいる状況であり、引き続き特定妊婦等支援に携わる市町村職員のスキルアップや連携強化が必要となっています。
- ・また、特定妊婦等への支援を行うにあたっては、産科や小児科、精神科などの医療機関との連携が必要となっています。

■今後の取組みの方向性

- ・引き続き、こども家庭センター職員等への研修の実施により、特定妊婦等への支援に関する職員のスキルアップを支援していきます。その際、専門的知識や技術の習得に加え、市町村間での情報交換の機会を確保し、業務上の困りごとの共有やお互いのスキルアップができるよう研修内容を工夫します。
- ・特定妊婦等への支援を行うための母子保健と児童福祉の連携に加え、「妊産婦等生活援助事業」の実施体制の検討に併せ、医療機関との連携強化に取り組みます。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の実施回数、受講者数★	実施回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
	受講者数	平均 60人	60人	60人	60人	60人

5 各年度における代替養育を必要とすることも数の見込み

代替養育を必要とすることも数の推移

- ・こども人口（0～18歳）は適合率（計画値に対する実績値の割合）が遅減しており、予想以上に減少が進んでいます。
- ・一方、代替養育が必要なこども数は令和5年度末では概ね推計どおりの人数となっていますが、児童虐待の認定件数が急増した令和元年度には代替養育が必要なこども数も大きく増加していることに留意する必要があります。

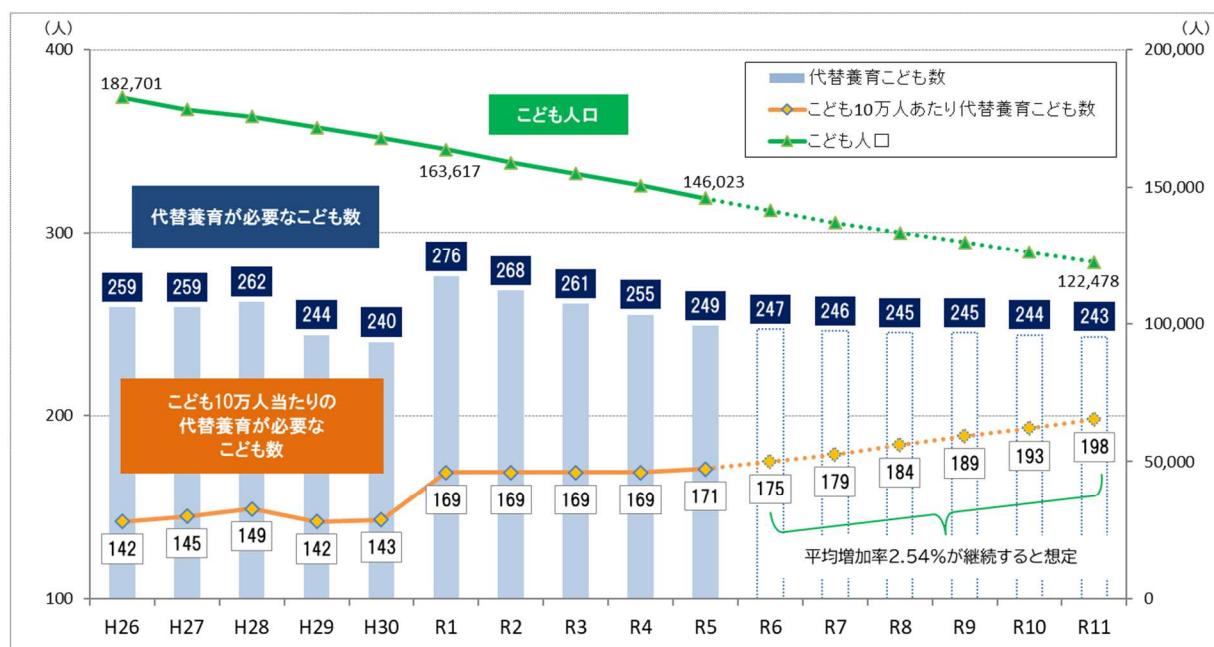
<図表5-1> 代替養育が必要なこども数の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こども人口 (0～18歳)	計画値	164,789人	161,700人	158,538人	155,376人	152,214人
	実績	163,617人	158,910人	154,882人	150,645人	146,023人
	適合率	約99.3%	約98.3%	約97.7%	約97.0%	約95.9%
代替養育 が必要な こども数	計画値	263人	259人	255人	252人	248人
	実績	276人	268人	261人	255人	249人
	適合率	約104.9%	約103.5%	約102.4%	約101.2%	約100.4%

令和7年度以降の代替養育を必要とすることも数の見込み（時点修正）

- ・「こども10万人あたりの代替養育が必要なこども数」の推移をみると令和2年度以降は横ばいとなっていますが、長期的にみると緩やかな増加傾向にあることから、過去10年間の「こども10万人あたりの代替養育が必要なこども数」の平均増加率2.54%が継続すると想定し、令和7年度以降の代替養育を必要とすることも数を推計します。
- ・その結果、代替養育を必要とすることも数は、令和11年度末で243人と概ね横ばいで推移すると見込んでいます。（具体的な推計の考え方は次頁を参照）

<図表5-2> 代替養育を必要とすることも数の見込み



*代替養育の対象となる児童は基本的に18歳未満であるが、18歳に到達しても当該学年の年度末まで措置延長されることが多いため、18歳人口も含めて推計。

■「代替養育を必要とすることも数の見込み」の推計の考え方

①将来のこども人口について、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」における山形県の人口をもとに、計画期間である令和7年度から令和11年度までのこども人口（0～18歳）を推計。

<図表5—3> 山形県のこども人口（0～18歳）の推計 (単位:人)

年度	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
こども人口 (0～18歳)	136,991 (社人研推計)	133,363	129,735	126,106	122,478	118,850 (社人研推計)

※代替養育の対象となる児童は基本的には18歳未満であるが、18歳に到達しても当該学年の年度末まで措置延長されることが多いため、18歳人口も含めて推計。

※社人研による5年ごとの推計値をもとに、R7(2025年)の136,991人からR12(2030年)の118,850人まで各年均等に(3,628人)減少するものとし、各年のこども人口を推計。

②過去10年間の「こども人口10万人あたりの代替養育を必要とすることも数」の平均増加率は2.54%であり、今後もこの傾向が継続すると想定。

<図表5—4> こども人口10万人あたりの代替養育が必要なこども数の推移 (単位:人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	
こども人口	182,701	178,257	175,605	171,736	167,878	
代替養育必要こども数	259	259	262	244	240	
こども10万人あたり 代替養育必要こども数	142	145	149	142	143	
増加率	5.2%	2.1%	2.7%	▲4.7%	0.7%	
年度	R1	R2	R3	R4	R5	平均
こども人口	163,617	158,910	154,882	150,645	146,023	—
代替養育必要こども数	276	268	261	255	249	—
こども10万人あたり 代替養育必要こども数	169	169	169	169	171	—
増加率	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	2.54%

③上記②の平均増加率2.54%で算出した「こども人口10万人あたりの代替養育を必要とすることも数」をもとに、年度ごとの「代替養育を必要とすることも数」を推計。

※年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）の数値の算出が求められているため、年度末措置児童の年齢別構成比（過去3年平均）から算出。

<図表5—5> 代替養育が必要なこども数の見込み (単位:人)

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
こども10万人あたり 代替養育こども数(a)	171 (以降2.54%ずつ増加)	175	179	184	189	193	198
こども人口(b)	146,023	141,507	136,991	133,363	129,735	126,106	122,478
代替養育が必要な こども数 (a*b/100,000)	【基準】 249	247	246	245	245	244	243
3歳未満(0～2歳)	3年平均 7.7%		19	19	19	19	19
3歳以上就学前(3～5歳)	3年平均 12.5%		31	31	31	30	30
学童期以降(6～18歳)	3年平均 79.8%		196	195	195	195	194

6 一時保護改革に向けた取組み

一時保護は、子どもの安全確保やアセスメント（心身の状況、置かれている環境などの把握）などを適切に行うことを行うことを目的にしていますが、代替養育としての性格を有することに鑑み、家庭養育優先原則を踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境を検討することが重要となります。具体的には、令和4年の改正児童福祉法に基づき国が策定した「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」及び「一時保護ガイドライン」を踏まえた一時保護施設の環境整備、乳幼児をはじめとした委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームや一時保護専用施設の確保等の検討が必要です。

また、一時保護は子どもの最善の利益を守るために行うものであるため、子どもに対して十分な意見の聴取とその反映を行う必要があるほか、子どもの権利制限をなるべく少なくして、子どもの自主性を尊重した生活環境の整備に取り組みます。

（1）一時保護の体制整備

■現状

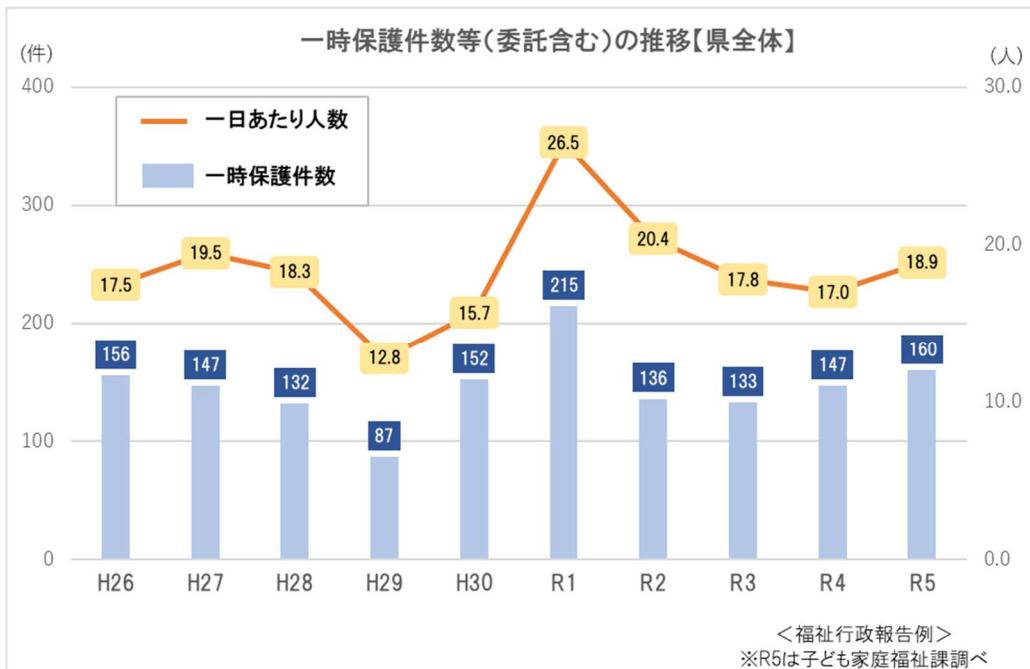
- 本県の一時保護施設の整備状況は次のとおりです。

＜図表6-1＞ 一時保護施設の整備状況

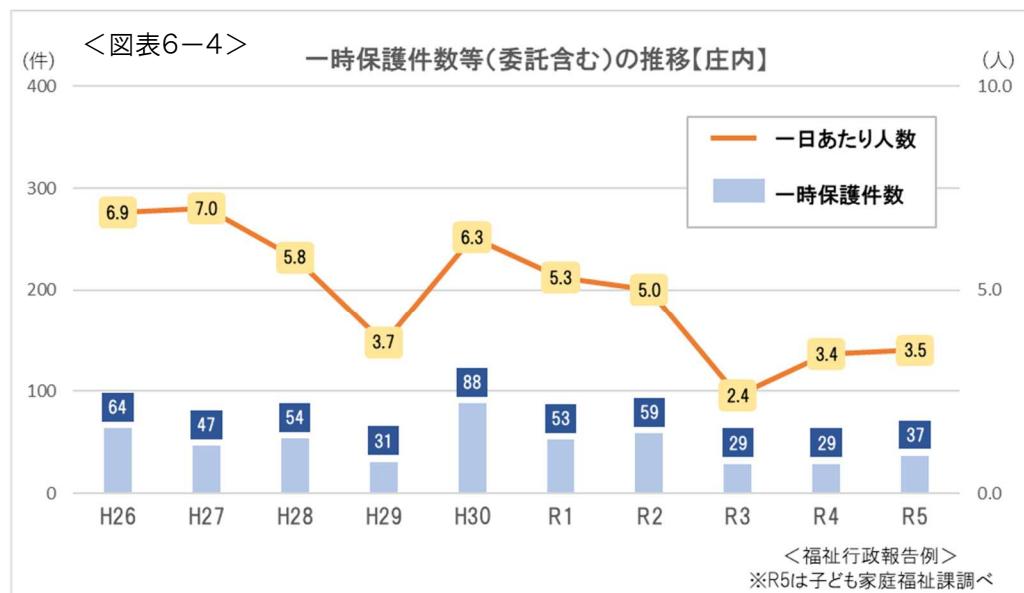
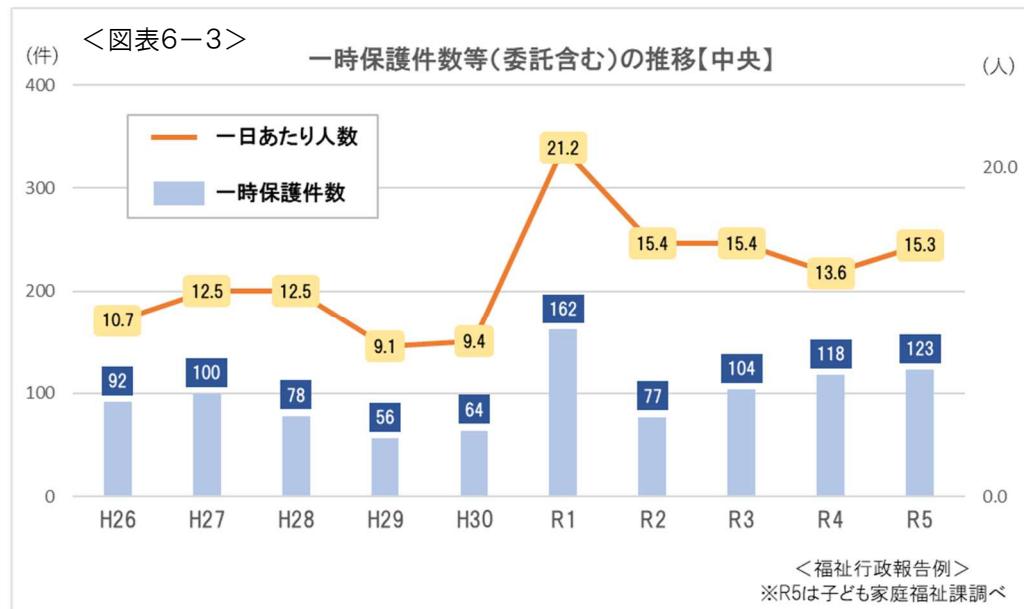
施設	定員	整備年度
中央児童相談所一時保護施設（山形市）	18名	平成25年8月現在地に移転改築
庄内児童相談所一時保護施設（鶴岡市）	8名	昭和59年9月現在地に移転改築

- 本県の一時保護件数は、令和元年度に大きく増加し令和2年度には減少しましたが、近年徐々に増加してきています。また、1日あたりの保護児童数は、令和元年度をピークに令和4年度までは減少傾向にありましたが、令和5年度は増加に転じています。

＜図表6-2＞

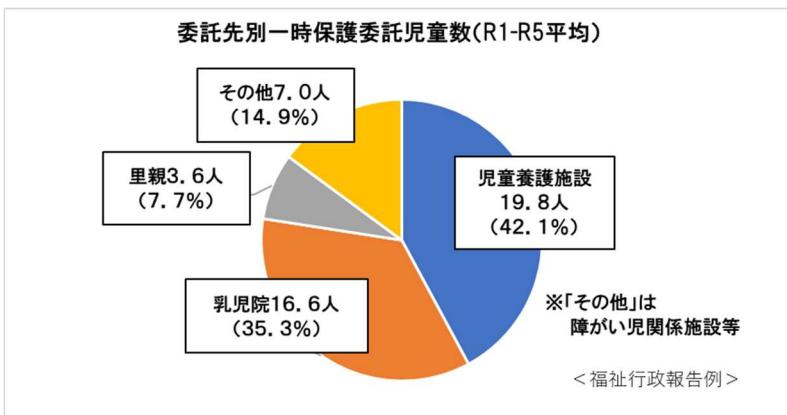


- ・一時保護施設別の一時保護件数等の推移は次のとおりです。



- ・3歳未満の乳幼児については、障がいを有している等の個別のケアニーズに配慮を要する場合や一時保護施設が満員である場合などは、乳児院や児童養護施設等に一時保護を委託していますが、委託先としては令和元年度から令和5年度の平均で児童養護施設が42.1%、乳児院が35.3%、里親が7.7%、その他障がい児関係施設等が14.9%となっています。

<図表6-5>



■課題

- ・中央児童相談所一時保護施設では、定員 18 名に対し 1 日あたりの一時保護児童数は過去 5 年平均で 12.4 人と 7 割近い入所率となっており、一時的ではありますが定員超過が生じるケースもみられるようになってきています。
- ・庄内児童相談所一時保護施設は、昭和 59 年 9 月に整備されたもので老朽化が進んでいます。また、居室が 3 室のみであることから、子どもの性別や年齢によっては居室の調整ができず定員未満でも受入困難となり、児童養護施設等に委託一時保護をせざるを得ない場合があります。
- ・一時保護時においても、家庭における養育環境と同様の養育環境を確保しこどもの様々な事情や態様に応じた個別ケアを推進するためには、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保が必要となります。本県での委託先は乳児院や児童養護施設を中心で、委託可能な里親等の確保が課題となっています。
- ・また、様々な背景を有するこどもを同一の空間で支援することが一時保護施設の課題として指摘されており、障がい児や非行少年など、子どものケアニーズに応じた適切な支援を行う必要がある場合の委託一時保護先の確保も課題となっています。
- ・こども一人一人の状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うためには、一時保護に関わる職員等の専門性の向上と意識の共有が必要となります。

■今後の取組みの方向性

- ・庄内児童相談所一時保護施設について、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6 年内閣府令第 27 号）」及び「山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を踏まえ、環境改善に向けた検討を進めます。
- ・一時保護施設の現定員数を維持しながら、一時的な定員超過に対応できるよう、一時保護専用施設の整備の検討も含めて児童養護施設等との連携を強化するとともに、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保を進めます。
- ・委託一時保護の活用により、ケアニーズの高いすべてのこどもに適切な支援を行うことができるよう、障がい児施設や児童自立支援施設、医療機関等との連携を進めます。
- ・一時保護施設職員を対象とした専門性向上のための研修を行うとともに、施設や里親・ファミリーホーム等関係者への各種研修等を通じて、一時保護に関する知識や技術の習得支援と意識の共有を図ります。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数★	26人	26人	26人	26人	26人	26人
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数★	随时 依頼	段階的な増加 令和 11 年度までに 10 人程度の常時受入枠の確保を図る				
一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数★	実施回数	外部研修 年1回	外部研修 年1回	外部研修 年1回	外部研修 年1回	外部研修 年1回
	受講者数	2人	2人	2人	2人	2人

（2）一時保護における子どもの最善の利益

■現状

- ・子どもの権利及び制限される内容、権利が侵害された時の解決方法に関しては、一時保護時に子どもの年齢に応じてイラストなどを用いてわかりやすく丁寧に説明を行うとともに、一時保護施設では意見箱を設置し、日ごろから意見等を表明できるよう配慮しています。
- ・外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とするよう配慮しています。
- ・また、子どもたちの安心安全な生活を護るために、一時保護施設では外部委員を含む「安全委員会」を設置しています。同委員会では、職員から子ども、子どもから職員、子ども同士の3つの暴力について、定期的（2週に1回）に一時保護施設で生活するすべての子どもに聞き取り調査を実施し潜在的暴力の把握に努めるとともに、子どもが抱える不安や悩み、様々な要望や希望を聴いています。

■課題

- ・意見箱のほかに、子どもの意見が適切に表明されるような仕組みの検討が必要です。
- ・令和4年の改正児童福祉法に基づき国が策定した「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」及び「一時保護ガイドライン」に基づき、以下に留意する必要があります。

- 子どもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は必要最小限とすること。
- 心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮すること。
- 可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームや一時保護専用施設等の確保を進めること。また、通学が難しい子どものためにも、一時保護施設内の学習支援の充実に努めること。
- 一時保護施設内の管理を目的とした規則は最低限にとどめること。
- 一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行うことが重要であること。

- ・一時保護中の通学支援については、子どもの安全確保と通学手段（送迎体制等）の確保の面で難しさがあり、原籍校へ通学できている事例は非常に少ない状況にあります。

■今後の取組みの方向性

- ・意見表明等支援事業や社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会において、子どもからの求めに応じて審議・調査を行うとともに、関係機関等への意見具申を行う仕組みの運用等により、子どもが日ごろから意見等を表明できる体制を強化します。
- ・「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」及び「一時保護ガイドライン」に基づき一時保護施設における子どもの権利擁護の取組みを進めます。
- ・可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、市町村教育委員会等との連携体制を強化し必要な環境整備に取り組むとともに、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保を進めます。また、安全確保上の理由から通学が難しい場合は原籍校の授業をオンラインで受講できる体制を整えるなど、一時保護施設での学習支

援の充実に取り組みます。

- ・一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価の導入を進めます。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	現状 (R6.11)	目標・評価の視点				
		R7	R8	R9	R10	R11
第三者評価を実施している一時保護施設数と割合(分母:管内の全一時保護施設数)	施設数★	—	R8までにすべての施設(2施設)で実施	2	2	2
	割合	—	R8までに100%	100%	100%	100%
一時保護施設の平均入所日数	5年平均 51.1日	平均入所日数の減少 子どもの状況に応じた必要最小限の日数となるよう配慮				
一時保護施設の平均入所率 (定員に対する入所子ども数の割合)	5年平均 60%	現状維持に努めるとともに、一時的な定員超過に備え、一時保護委託先の確保に取り組む				

7 代替養育を必要とすることのパーマネンシー保障に向けた取組み

「家庭養育優先原則」に基づき、まずは市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うことが重要ですが、こどもや家庭の状況によっては家庭での養育が困難で、代替養育として里親等への委託や小規模かつ地域分散化された施設等への措置をせざるを得ない場合があります。

しかし、その場合においても、代替養育の開始の時点から児童相談所が中心となり、こどもの意向や状況等を踏まえながら施設入所等の措置期間が不必要に長期化しないよう家庭復帰や里親等委託に向けた適切なケースワークや進行管理を行うよう努めていきます。

また、家庭復帰に向けて親子関係再構築のための支援を行うとともに、家庭復帰が困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組の検討を行うなど、パーマネンシー保障に向けた取組みを進めています。

（1）児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組み

■現状

- ・「家庭養育優先原則」の下、児童相談所において、市町村におけるこども家庭への相談支援体制の構築に向けた専門的見地からの助言等を行うとともに、代替養育が必要な場合は里親やファミリーホームへの委託を優先的に検討しています。
- ・また、「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）を踏まえ、里親養育支援児童福祉司を各児童相談所に1名配置し、里親等委託を推進するための体制整備を行っています。
- ・里親等委託や施設入所等の措置後においても、担当児童福祉司が里親家庭や施設との連絡を密にし、こどもの状況を確認しながら必要に応じて支援方針の見直しを行い、適切なケース管理に努めています。

■課題

- ・施設入所等の措置期間が長期化しないようなケースマネジメントが求められる一方で、措置期間の長短のみにより評価を行うことは適当ではなく、措置中のこどもについて適切なケースマネジメントを行う必要があります。
- ・そのためには、児童相談所職員の意識の共有を図り、組織として適切なケースマネジメントを行う体制づくりが必要となります。

＜図表7-1＞ 施設等における平均措置期間（令和5年度被措置児童の状況）

区分	乳児院	児童養護施設	里親・ファミリーホーム
平均措置期間	1.4年	5.9年	4.8年

＜子ども家庭福祉課調べ＞

■今後の取組みの方向性

- ・児童相談所内の各種研修や支援方針検討会議等の中で、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底について共有を図ります。
- ・措置期間の長短のみで評価を行うのではなく、里親や施設等との連携によりこどもの意向やケアニーズを適切に把握し、常にこどもの最善の利益の実現を目指した支援となるよう、組織としてのケースマネジメントを行う体制づくりに取り組みます。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点						
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11	
里親・ファミリーホームや施設(乳児院・児童養護施設)の平均措置期間	P24のとおり	こどもの状況に応じた適切なケースマネジメントを行う					
長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況(検討状況を含む。)	—	里親や施設等との連携によりこどもの意向や状況を適切に把握し、常にこどもの最善の利益を踏まえたケースマネジメントを行うとともに、専門チームの設置等の体制整備について検討					

（2）親子関係再構築に向けた取組み

■現状

- ・保護者への支援として、定期的な面接や相談支援に加え、必要に応じて精神科医によるカウンセリングを行っています。
- ・令和4年の児童福祉法改正により創設された「親子再統合支援事業」を活用し、親子関係の再構築に向けた保護者支援プログラム等の専門知識や技術の習得のための外部研修への派遣など児童相談所職員の保護者支援に係る専門性の向上を図っています。
- ・また、里親・ファミリーホーム、児童養護施設等と協働しこどもの意向や状況を踏まえながら、保護者がこどもの最善の利益に資する関わりを持つことができるかという視点を持って保護者との面会や外泊交流などをを行い、段階的な親子関係の再構築を支援しています。

■課題

- ・市町村の家庭支援事業である「親子関係形成支援事業」との連携が必要です。
- ・こどもと親が安心して地域で生活できるためには、市町村のほかにも、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設などの施設や里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター、医療機関等を含めた総合的な支援体制づくりが必要です。
- ・児童相談所等から保護者支援・カウンセリング等の実施を委託することができる民間団体等を活用することもできるとされていますが、現在そうした民間団体等の確保の目途は立っていません。

■今後の取組みの方向性

- ・引き続き親子再統合支援事業を活用し、児童相談所職員のスキルアップを図ります。
- ・児童相談所が親子の課題やニーズについて、市町村のこども家庭センター等と適切に共有するとともに、こどもの状況や親子交流の状況等について里親・ファミリーホーム、各施設等からもしっかりと情報収集を行い、児童家庭支援センターや医療機関等の関係機関等と協働しながら包括的に親子関係の再構築支援を行う体制づくりを進めます。
- ・保護者支援・カウンセリング等の民間団体等への委託については、委託可能な民間団体等の把握に努め、委託による事業実施の可能性について検討していきます。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点						
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11	
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 ★	随時 実施	カウンセリング、スーパーバイズ等の実施体制の確保・拡充を図り、段階的に実施件数を増加					
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況	プロジェクト チーム等	プロジェクトチームによる事業の検討・実施とともに、専任職員の配置等を含めた効果的な支援体制を検討					
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数★	実施回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	
	受講者数	30人	30人	30人	30人	30人	
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得数	実施回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	
	取得数	2人	1人	1人	1人	1人	
民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数	—	委託可能な民間団体の把握と実施体制の検討					

（3）特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組み

■現状

- 「新しい社会的養育ビジョン（平成 29 年 8 月）」において、概ね 5 年以内に、全国で現状の約 2 倍である年間 1,000 人以上の特別養子縁組成立を目指すとされたことから、本県においても令和 6 年度までに前期計画策定時の 2 倍となる年間 6 人以上の特別養子縁組成立を目指してきました。
- 本県の特別養子縁組の成立状況は次のとおりです。平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間の平均成立人数は 3 人でしたが、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間の平均成立人数は 4.6 人と増加しています。令和元年度や令和 5 年度の実績では年間 6 人を達成していますが、年度ごとにばらつきがある状況です。

＜図表7-2＞ 県内の特別養子縁組の成立状況(子ども家庭福祉課調べ) (単位:人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	H26-H30 平均	R1-R5 平均
成立人数	2	3	2	5	3	7	4	2	4	6	3	4.6

※児童相談所が里親委託し成立した件数

- 本県の現状としては、乳児院に入所措置を行った上で、乳児院によるマッチング支援を活用し、特別養子縁組成立に向けた里親委託を実施することがほとんどです。

■課題

- 特別養子縁組については、制度上、実親の同意が得られない場合には行うことが難しい状況です。
- こどもへの真実告知、里親との愛着形成、実親探しなど、成立後に想定される専門的な対応が必要な課題について引き続き相談支援ができる仕組みづくりが必要です。
- 養子縁組が成立すると里親登録についても終了してしまう里親が多い実態があります。長期的には 2 人目の養子縁組や養育里親としての委託もニーズがあるため、里親登録の継続が課題です。また、養子縁組里親の登録数は伸びていますが、里親の年齢層や里親が受託を希望するこどもが乳幼児期のこどもに偏っているため、こどもの年齢に合わせ

たマッチングが難しい状況です。

- ・こどもにとって乳児期初期の愛着形成が非常に重要であることから、特別養子縁組の成立に向けた取組みにおいても新生児の里親委託の実施を検討しますが、産婦人科病院との連携体制、新生児の里親委託が可能な里親の要件、実親の出産後の支援体制等の整備が課題です。

■今後の取組みの方向性

- ・特別養子縁組の成立に向けて、引き続き乳児院等と連携し実親と子どもの関係性を踏まえた十分なアセスメントと里親とのマッチング等を行うとともに、実際に縁組を進めるにあたっては実親への丁寧な説明による同意形成に取り組みます。
- ・児童相談所において適切な養子縁組里親が見つからない場合は、他の自治体や民間あっせん機関等に協力を打診することを検討するなど、状況に応じて民間あっせん機関等との連携を図ります。
- ・養子縁組成立後の支援体制の整備に取り組むとともに、養子縁組成立後も里親登録を継続してもらえるよう、里親研修等を通じた啓発に取り組んでいきます。
- ・新生児の里親委託については、先進事例の調査研究を行うとともに、里親支援センターの設置を含めた里親等支援体制の整備を進める中で、実施が可能となるような体制づくりを検討していきます。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数★	5年平均 年間4.6人	年間 6人以上	年間 6人以上	年間 6人以上	年間 6人以上	年間 6人以上
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立 件数★	実績なし	県内に民間あっせん機関はないが、必要に応じ県外の民間あっせん機関との連携・情報共有を図る				
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数	実績なし	子どもの状況に応じ、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立を検討				
里親支援センターやフォースタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数	センター 未設置	里親支援センターの設置を含めた包括的な里親等支援体制の整備により、特別養子縁組等の相談支援を実施				
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数★	1人	2人	2人	2人	2人	2人
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	無	県内に民間あっせん機関はないが、必要に応じ県外の民間あっせん機関との連携・情報共有を図る				

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み

代替養育を必要とするこどもの中でも特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、こどもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（平成 28 年 6 月 3 日付け雇児発 0603 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則としています。

こども家庭庁では、令和 11 年度までに、全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率 75%以上、学童期以降の里親等委託率 50%以上を実現することを目標に掲げており、令和 4 年の改正児童福祉法では、里親のリクルートから措置の解除後の支援に至るまでの一貫した里親等支援を行う「里親支援センター」が児童福祉施設として新たに位置付けられました。

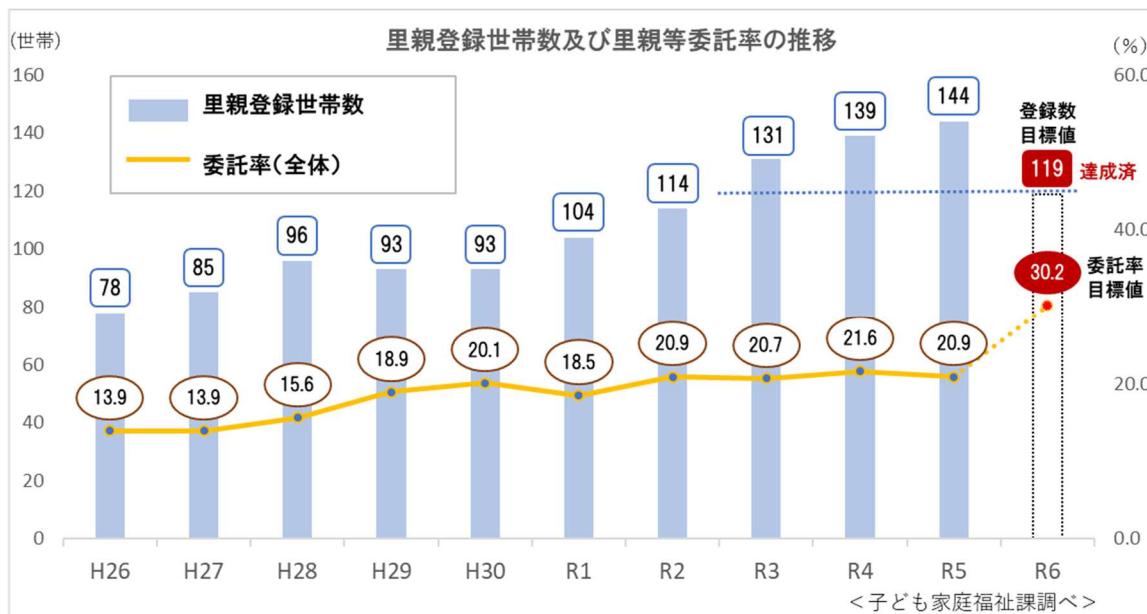
こうした状況を踏まえ、本県における里親等委託の推進に向けた体制整備と里親の登録拡大や養育支援等に取り組みます。

（1）里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み

■前期計画における目標と実績

- 本県の里親登録数は、平成 30 年度末で 93 世帯でしたが、令和 3 年度末には 131 世帯と令和 6 年度末までの目標である 119 世帯を超えて、令和 5 年度末には 144 世帯と約 1.5 倍に増加しています。
- 一方で、里親等委託率については、いずれも年齢区分においても中間年となる令和 6 年度末の目標達成は難しい状況にあります。

<図表 8-1>



<図表 8-2> 年齢区分別委託率の状況

年齢区分		3歳未満 (0~2歳)	3歳以上就学前 (3~5歳)	学童期以降 (6~18歳)	全体
実績	令和5年度末	23.5%	34.1%	17.8%	20.9%
目標	令和6年度末	57.5%	58.7%	23.8%	30.2%
	令和 11 年度末	75.0%	75.0%	31.7%	39.7%

■里親等委託を進めるうえでの課題

- ・里親等委託率の目標達成が困難になっている要因として、次のような課題があります。

区分	里親等委託が困難な主な要因
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・対応が難しい子どもが増えており、養育経験の少ない里親への委託が難しい。 ・社会的養護に関する十分な知識や技術を持った里親の更なる確保が必要。 ・実親からの同意が得られない(若しくは同意形成に時間を要する)。
学童期以降 (6~18歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが不妊治療からの登録で乳幼児の特別養子縁組を希望する方が多く、学童期以降を希望する里親の登録が少ない。 ・家庭養育への強い拒否感を示す子どもや、施設での生活を希望することもいる。 ・既に施設や学校での人間関係が構築されており、そこから分離することが子どもの最善の利益となるか慎重な検討が必要なケースも多い。

■里親等への委託が必要なこども数の見込みについて(時点修正)

- ・前期計画期間における里親等委託率の推移及び課題を踏まえ、改めて令和11年度末時点における里親等への委託が必要なこども数の見込みを算出します。
- ・まず、こども家庭庁が「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」において示している算式1及び算式2に基づき見込み数を算出します。

【算式1】

・施設入所の長期化の観点から、里親等委託が必要と考えられることも数の割合をもとに算出

<図表8-3> 入所等期間の長期化の観点からの見込み【算式1】 (単位:人、%)

項目/年齢区分	乳幼児		学童期 以降	合計
	3歳 未満	3歳以上 就学前		
代替養育を必要とするこども数 ① (入所等措置中及び一時保護中のうち代替養育が必要なこども)	23	30	220	273
里親等委託が必要なこども	a.現に里親等委託されているこども数	5	9	37
	b.現に一時保護しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合	2	0	4
	c.現に施設入所中のこども数のうち、下記に該当するこども数 ・乳児院に半年以上措置されている乳幼児 ・児童養護施設に入所するこどもで乳児院から措置変更された乳幼児 ・児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児 ・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども	12	16	115
	里親等委託が必要なこども数 ②	19	25	156
	里親等委託が必要なこども数の割合 (②/①)	82.6%	83.3%	70.9%
				73.3%

※a~cは令和6年11月1日現在のデータを活用

<図表8-4> 算式1の割合を活用し算出した里親等委託が必要なこども数の見込み (単位:人)

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
代替養育を必要とするこども数 (図表5-5で算出したR11までの見込み)	全体	里親	全体	里親	全体	里親	全体	里親	全体	里親
代替養育を必要とするこども数 (図表5-5で算出したR11までの見込み)	246		245		245		244		243	
里親等委託が必要なこども数	19	16	19	16	19	16	19	16	19	16
3歳未満	82.6%		83.3%		83.3%		82.6%		82.6%	
3歳以上就学前	31	26	31	26	31	26	30	25	30	25
学童期以降	196	139	195	139	195	139	195	139	194	138
合計	73.3%		73.3%		73.3%		73.3%		73.3%	

【算式2】

- ・子どものケアニーズの観点※から里親等委託が必要と考えられる子どもの数の割合をもとに算出
(※医療的ケアの必要性や行動の問題、年長で「家族」に対する拒否感が強いなど、施設での養育が必要と考えられる子どもの数を除いた子どもの数)

<図表8-5> 子どものケアニーズの観点からの見込み【算式2】

(単位:人、%)

項目/年齢区分	乳幼児		学童期 以降	合計
	3歳 未満	3歳以上 就学前		
代替養育を必要とする子どもの数 ① (入所等措置中及び一時保護中のうち代替養育が必要な子ども)	23	30	220	273
在宅の子どもで、代替養育を必要とする可能性が高くなっている子ども ②	0	0	1	1
代替養育を必要とする子どもの数 計 ③(①+②) (可能性が高い子どもを含む)	23	30	221	274
里親等委託が必要な子ども	a.現に里親等委託されている子どもの数	5	9	37
	b.現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合	2	0	4
	c. 現に施設入所している全ケースのうち、里親等委託が必要な子どもの数(又は施設入所が長期化しているなど、結果として里親等委託が適当であった子どもの数) ・「施設での養育を必要とする子ども」は、医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親・ファミリーホームでの養育が困難な子どもや、年長で「家族」に対する拒否感が強い子どもであると考えられることに留意すること。	13	14	94
	d.②の在宅の子どもで、里親等委託が必要な子どもの数	0	0	0
	里親等委託が必要な子どもの数 ④	20	23	135
	里親等委託が必要な子どもの数の割合 (④/③)	87.0%	76.7%	61.1%
				65.0%

※a～dは令和6年11月1日現在のデータを活用

<図表8-6> 算式2の割合を活用し算出した里親等委託が必要な子どもの見込み

(単位:人)

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
代替養育を必要とする子どもの数 (図表5-5で算出したR11までの見込み)	246		245		245		244		243	
里親等委託が必要な子どもの数	全体	里親	全体	里親	全体	里親	全体	里親	全体	里親
3歳未満	87.0%	19	17	19	17	19	17	19	17	19
3歳以上就学前	76.7%	31	24	31	24	31	24	30	23	30
学童期以降	61.1%	196	120	195	120	195	120	195	120	194
合計	65.0%	246	161	245	161	245	161	244	160	243
										159

<参考> 国が目標とする割合を適用させた場合の里親等委託が必要な子どもの見込み

(単位:人)

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
代替養育を必要とする子どもの数 (図表5-5で算出したR11までの見込み)	246		245		245		244		243	
里親等委託が必要な子どもの数	全体	里親	全体	里親	全体	里親	全体	里親	全体	里親
3歳未満	75.0%	19	15	19	15	19	15	19	15	19
3歳以上就学前	75.0%	31	24	31	24	31	24	30	23	30
学童期以降	50.0%	196	98	195	98	195	98	195	98	194
合計	55.6%	246	137	245	137	245	137	244	136	243
										135

- ・算式1及び算式2により里親等委託が必要なこども数の割合を算出した結果、いずれの算式でも各年齢区分において国の目標値を上回っています。
- ・しかし、これらの算式にはこどもの意向が反映されていません。令和2年の計画策定時にも今回と同様に、国の策定要領に基づく算式（算式の考え方は今回と同じ）に基づき里親等委託が必要なこども数の割合を算出しておりますが、その割合をそのまま里親等委託率の目標にするのではなく、こどもへのアンケート結果を踏まえ、学童期以降の目標は国の目標である50%を下回る31.7%[※]に設定した経緯があります。
- ・また、算式1、算式2、国の目標ベースで、それぞれの令和11年度末における里親等委託が必要なこどもの見込み数を算出した結果、施設での養育が必要なこども数は大幅な減少が見込まれます。特に3歳未満の施設での養育が必要なこども数は2～4人程度になると見込まれ、乳児院をはじめとする施設の安定的な運営に大きな影響が出ることが懸念されます。そのため、里親等委託の推進にあたっては施設のあり方と一体的な検討を進める必要があります。
- ・これらを踏まえ、里親等委託率の目標については国が掲げる目標を念頭に置きつつ、引き続きこどもの意向と本県の実情や課題等を踏まえた目標設定を行い、その達成に向けた取組みを推進していきます。

※令和2年の計画策定時における学童期以降の里親等委託率の目標31.7%の考え方

子どもへのアンケート（小学4年生以上を対象）では、35.1%の子どもが「家庭養育優先」について「よい」と回答しており、アンケート外の小1～小3についても考慮し、概ね4割の子どもが里親等委託を希望すると想定。委託率の高い算式1の数値(79.1%)の4割相当である31.7%を目標としました。（「山形県社会的養育推進計画（令和2年3月）」28頁）

■令和7年度以降の里親等委託率の目標について(時点修正)

【基本的考え方】

① 乳幼児期（0歳～就学前）は、愛着形成[※]のために重要な時期であることから、優先して里親等委託を進めるため、引き続き国が掲げる目標である75%を目指すことを基本とします。

ただし、3歳未満の里親等委託の推進は施設運営への影響が特に大きいと想定されることから、施設のあり方も含めた県全体の里親等委託推進体制の再構築後（令和9年度頃を想定）から5年間で75%に到達することを視野に、令和11年度末時点での目標を設定します。

※愛着形成…特定の養育者との間に形成される心理的な結びつきで、生きていくために必要な安心感や信頼感の土台となるもの。その後の心の成長や人間関係に大きな影響を与える。

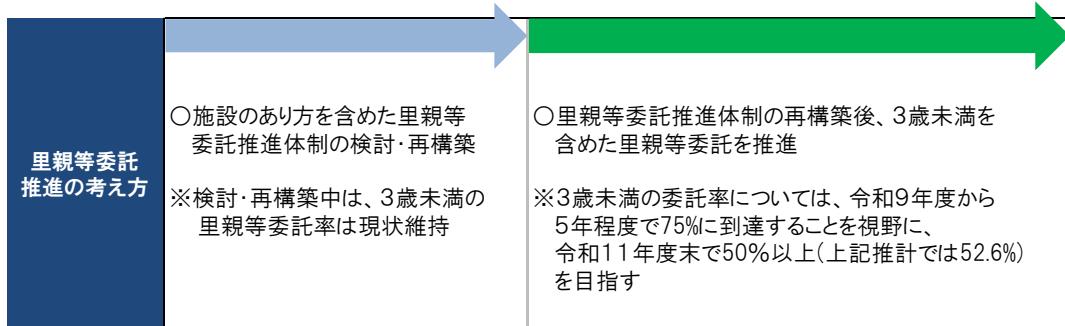
② 学童期以降については、家庭内でのトラウマ体験等により家庭養育に強い不安を持つ児童や施設での生活を希望する児童がいること、乳幼児の委託を希望する里親登録者が多いという本県の実情を踏まえ、まずはこれまで目標としてきた31.7%の達成を目指します。

※令和2年の計画策定時と同様に、国の策定要領の算式1及び算式2のうち高い方の割合の4割相当を学童期以降の目標とする場合、割合が高い算式1（28頁）の70.9%の4割相当は28.4%となりこれまでの目標値を下回ることになるが、里親等委託推進体制の再構築に取り組むことを前提に目標を下げることはせず、これまでの31.7%を維持することとする。

<図表8-7> 里親等委託率の目標と里親等委託が必要な子どもの見込み

(単位:人)

区分/年度	R7			R8			R9			R10			R11			里親等 委託率の 目標	
代替養育が必要な 子どもの数	246			245			245			244			243				
年齢区分別内訳	全体	里親	施設														
3歳未満	19	5	14	19	5	14	19	6	13	19	8	11	19	10	9	52.6% 見直し	
3歳以上就学前	31	12	19	31	14	17	31	16	15	30	19	11	30	23	7	75.0% 継続	
学童期以降	196	40	156	195	45	150	195	50	145	195	55	140	194	62	132	31.7% 継続	
合計	246	57	189	245	64	181	245	72	173	244	82	162	243	95	148	39.0%	



<図表8-8> 令和7年度以降の里親等委託率の目標値(時点修正後)

年齢区分/年度	現状 (R5 末)	R7	R8	R9	R10	R11	(参考) 国目標
3歳未満(0~2歳)	23.5%	26.3%	26.3%	31.5%	42.1%	52.6%	75.0%
3歳以上就学前(3~5歳)	34.1%	38.7%	45.1%	51.6%	63.3%	75.0%	75.0%
学童期以降(6~18歳)	17.8%	20.4%	23.0%	25.6%	28.2%	31.7%	50.0%
合計	20.9%	23.1%	26.1%	29.3%	33.6%	39.0%	—

<参考>

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{代替養育が必要な子どもの数}}$$

(2) 里親・ファミリーホームの現状

■県内の里親の状況

- 本県の里親登録数は、平成26年度から平成30年度までの平均増加率は4.8%でしたが、令和元年度から令和5年度までの平均増加率は9.2%と概ね2倍になっています。

<図表8-9> 里親登録数(各年度末時点)

(単位:世帯)

年度	H26	H30	R1	R2	R3	R4	R5	増加率 (R1→R5)
登録数	78	93	104	114	131	139	144	38.5% (平均 9.2%)

[福祉行政報告例] (R5 は子ども家庭福祉課調べ)

- ・里親区分ごとにみると、養育里親と養子縁組里親の令和5年度末における登録数は令和元年度の約1.5倍となっており、代替養育の担い手として期待される養育里親のみの登録も令和元年度の約1.8倍となっています。

<図表8-10> 里親区別登録数(各年度末時点)

※複数の区分に登録している場合があるため、合計は図表8-3の登録世帯数とは一致しません。 (単位:世帯)

区分/年度	H26	H30	R1	R2	R3	R4	R5	増加率 (R1→R5)
養育里親	65	83	86	97	114	126	131	52.3%
養育里親のみ	—	37	41	49	53	62	74	80.5%
専門里親	8	9	9	8	8	7	7	—
養子縁組里親	49	53	58	66	77	83	84	44.8%
親族里親	3	1	1	1	1	0	2	—

[福祉行政報告例] (R5は子ども家庭福祉課調べ)

- 養育里親……様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間自分の家庭で養育する里親(短期間も可能)
 - 専門里親……虐待を受けた子どもや障がいがある子どもなど、専門的な援助が必要な子どもを養育する里親
 - 養子縁組里親……養子縁組(基本的には特別養子縁組)を希望する方が養子縁組の必要な子どもを養育する里親
 - 親族里親……両親が死亡、行方不明、入院などにより子どもを養育できない場合に、祖父母などの親族が養育する里親

- ・こどもを委託されている里親数と子どもの数は図表8-9のとおりです。里親登録数に対するこどもを委託されている里親数の割合(受託率)は平均28.2%となっています。

<図表8-11> 里親区別受託里親数・委託こども数(各年度末時点)

(単位:世帯)

区分/年度	H26	H30	R1	R2	R3	R4	R5	平均 (R1→R5)
養育里親	13	24	23	29	31	31	32	29.2世帯
こども数(人)	16	28	30	36	36	36	36	34.8人
専門里親	0	1	1	1	1	1	1	1世帯
こども数(人)	0	2	2	2	1	2	1	1.6人
養子縁組里親	1	5	5	4	6	4	3	4.4世帯
こども数(人)	1	6	5	4	6	6	3	4.8人
親族里親	3	1	1	1	1	0	1	0.8世帯
こども数(人)	4	1	1	1	1	0	1	0.8人
合計 (受託率%)	17 (21.8%)	31 (33.3%)	30 (28.8%)	35 (30.7%)	39 (29.8%)	36 (25.9%)	37 (25.7%)	35.4世帯 (28.2%)
こども数(人)	21	37	38	43	44	44	41	42人

※受託率は「委託されている里親世帯数/登録里親世帯数」

[福祉行政報告例] (R5は子ども家庭福祉課調べ)

■県内のファミリーホームの状況

- ・県内にはファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)が3か所設置されており、ファミリーホームへの子どもの委託状況は図表8-10のとおりです。

※ファミリーホーム……養育里親家庭を大きくした里親型のグループホーム。養育者の住居において子ども5~6人の養育を行う。

<図表8-12> ファミリーホームへの委託状況(各年度末時点)

項目/年度	R1	R2	R3	R4	R5	平均
設置数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	—
定員(合計)	18人	18人	18人	18人	18人	—
委託こども数	13人	13人	10人	11人	11人	11.6人

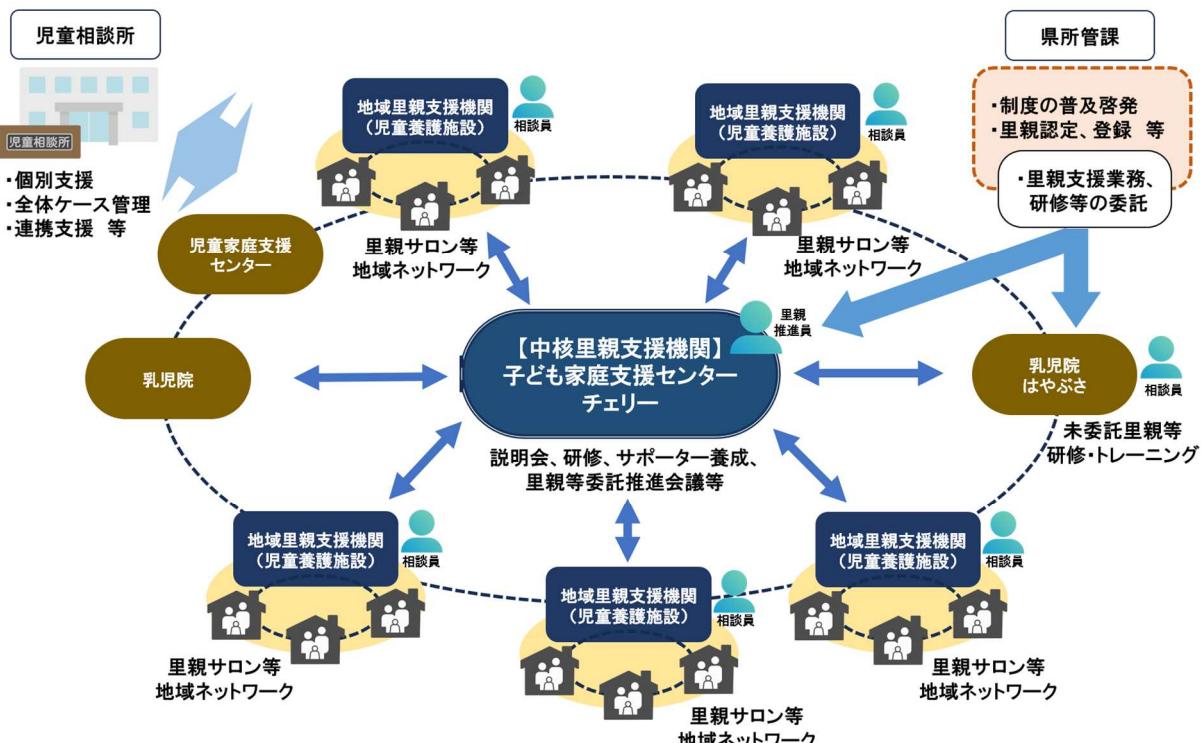
[福祉行政報告例] (R5は子ども家庭福祉課調べ)

(3) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組み

■現状

- ・本県の社会的養育推進体制は、村山・最上・置賜・庄内の4地域それぞれに児童養護施設（5施設）がバランス良く配置され、地域に根ざした取組みがなされていることが大きな強みになっています。
- ・そういう強みを活かし、里親等委託の推進においても4地域ごとの体制づくりをベースに、県（所管課・児童相談所）が業務全体を統括しながら、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、山形県里親会等の関係機関と連携し、県全体で里親等委託の推進に取り組んでいます。
- ・具体的には、子ども家庭支援センター「チェリー」を里親支援の中核機関と位置付け、里親推進員を配置（県委託事業）し、里親制度説明会、登録のための研修、里親からの相談支援、里親サポートの養成、関係機関の連携を強化するための里親等委託推進委員会の開催など、包括的な支援を実施しています。
- ・児童養護施設及び乳児院はやぶさには里親支援専門相談員が配置され、各地域の里親同士の交流を図る「里親サロン」の開催などにより地域の里親への相談支援やネットワークの形成を支援しています。
- ・乳児院はやぶさでは、委託前の里親に対し、子どもを委託された時に直面する様々な事例に対応するためのトレーニング（県委託事業）を実施しています。

<図表8-13> 山形県における里親支援体制の現状



- ・県では、県民の里親制度への理解を深め里親として登録していただける方を増やしていくため、10月の里親月間を中心にオリジナルCMやSNS広告による啓発、先輩里親の体験談等のWEBサイトへの掲載、商業施設でのイベントの実施、オンラインフォーラムの開催など、里親制度の普及啓発の取組みを強化しています。
- ・児童相談所においては、里親支援担当職員を配置し家庭訪問等による支援を行うとともに、里親と委託児童に関わる関係機関（市町村、学校、保育所等）が顔を合わせて当該児童の養育に係る個別サポートを行う「里親養育支援委員会」（通称「○○さんの育ちを支援する会」）を委託児童ごとに立ち上げ、こどもが里親家庭で安心して生活できるよう支援しています。
- ・山形県では、県内登録里親の有志により「山形県里親会」が結成されており、里親制度の普及啓発や自主研修会の開催、里親同士の交流等を行っています。

■課題

- ・里親等委託率の目標達成に向け、更なる里親登録の拡大が必要です。特に社会的養護に関する十分な知識や技術を有している養育里親の更なる確保が必要であり、併せて里親委託が必要な児童年齢に対応する世代の養育里親の確保も必要となっています。
- ・令和4年度の県民アンケートでは、里親制度について「知っている」と「少し内容を知っている」と答えた方は合計44%と半数を下回っています。
- ・里親をされている方からは「里親と言うと驚かれる」や「里親が当たり前になつてほしい」など、里親制度に対する地域の方の認知度がまだまだ低いと感じているという声も上がっています。
- ・里親登録数は伸びても実際に委託されている里親が少ない状況（3割程度）で、登録しても委託されない期間が長いと登録更新を諦めてしまう場合もあります。
- ・地域ごとに支援体制を整備し里親支援に取り組んでいますが、地域の里親登録数に差がある状況です。地域ごとに開催している里親制度説明会についても参加者数にばらつきが見られ、全体としては減少傾向です。

<図表8-14> 地域別里親登録数(令和6年4月1日現在)

地域	村山	最上	置賜	庄内
里親登録数	65世帯	3世帯	36世帯	40世帯

- ・里親委託中は、児童相談所を中心に「里親養育支援委員会」等で里親支援を実施していますが、委託解除後の里親やこどもへの支援体制について引き続き検討が必要です。
- ・里親支援に係るケースワークは児童相談所が中心に行っていますが、近年の児童虐待通告件数・認定件数の増加等により児童福祉司の負担も増加しており、各児童相談所にそれぞれ1名ずつ配置している里親支援担当児童福祉司だけでは、児童相談所として十分な里親支援を行うことが難しい状況になっています。
- ・児童相談所業務が増大する中で、民間と協働した里親等支援を進めるため、令和4年の児童福祉法の改正により「里親支援センター」が児童福祉施設に位置付けられました。国では、この里親支援センターの積極的な設置を求めており、当該センターの設置を含めた県全体としての里親等支援体制の強化を図っていく必要があります。

<図表8-15> 里親支援センターの概要



■今後の取組みの方向性

- ・引き続き、里親登録数の拡大に向けた里親制度の普及啓発に取り組みます。普及啓発にあたっては、「里親」とはどのような存在で、どのような役割が期待されているのか、里親をより身近に感じられるような啓発手法を検討します。また、里親委託が必要な児童年齢に対応する世代（乳幼児の養育者として期待される子育て世代や年長児の養育者として期待される定年退職世代等）の養育里親の確保とショートステイや週末里親などの短期受入が可能な里親の確保に向けた取組みを強化します。
- ・併せて、里親及びこどもが地域の中で安心して生活することができるよう、市町村職員や学校関係者、児童福祉関係者、地域の方など里親家庭に接する機会が多い方の里親制度への認知度向上のための普及啓発に取り組みます。
- ・社会的養護に関する十分な知識や技術を有している里親を育成するため、登録から委託前、登録更新における里親研修計画を体系的に整理するとともに、里親が参加しやすく実践につながる研修を企画・実施していきます。
- ・未委託里親の不安解消と養育のための知識や技術の維持向上のため、研修の実施や交流の機会の設定、委託中の里親家庭での実習など、委託中の里親と未委託里親がお互いに協力しながら養育することができる仕組みづくりを進めます。
- ・里親支援センターに係る先進事例の調査研究を行うとともに、当該センターとしての活用が想定されている乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、里親会等と協議しながら、里親支援センターの設置を含めた県全体としての里親等支援体制の強化を図っていきます。

<評価指標>

【里親等委託の推進、里親・ファミリーホームの確保】

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点					
	現状 (R5末)	R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託率★	3歳未満	23.5%	26.3%	26.3%	31.5%	42.1%
	3歳以上就学前	34.1%	38.7%	45.1%	51.6%	63.3%
	学童期以降	17.8%	20.4%	23.0%	25.6%	28.2%
登録率★(※1)	71.3%	76.8%	78.4%	80.6%	83.6%	86.6%
稼働率★(※2)	29.3%	30.2%	33.3%	36.5%	40.2%	45.1%
里親登録数(実数)★ ①	144世帯	152世帯	157世帯	164世帯	172世帯	180世帯
里親登録数(種類別)	養育里親★	131世帯	139世帯	145世帯	153世帯	162世帯
	専門里親★	7世帯	7世帯	7世帯	8世帯	9世帯
	養子縁組里親★	84世帯	88世帯	90世帯	92世帯	94世帯
	親族里親	2世帯	2世帯	2世帯	2世帯	2世帯
新規里親登録数(実数)(※3)	—	8世帯	10世帯	14世帯	16世帯	16世帯
委託里親数(こどもを委託している里親数) ②	37世帯	40世帯	46世帯	53世帯	61世帯	72世帯
里親登録に対する委託里親の割合(②/①)	25.7%	26.3%	29.3%	32.3%	35.5%	40.0%
里親への委託こども数	41人	45人	51人	58人	66人	77人
ファミリーホーム数・新規ホーム数・委託こども数	設置数★	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
	新規ホーム数	—	県全体の支援体制の検討・人材育成を進める中で検討			
	委託こども数	11人	12人	13人	14人	16人
里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数★	2回	2回	2回	2回	2回	2回

※1 登録率：代替養育を必要とすることの数に対する里親・ファミリーホームが受託可能な子どもの割合

$$\frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$$

※2 稼働率：里親・ファミリーホームが受託可能な子どもの数に対する里親・ファミリーホームへ委託されている子どもの割合

$$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$$

※3 新規里親登録数：家庭の事情等により里親登録を更新しないなど、一定数登録の取消しがあることを想定し、里親登録数(実数)の増加数の2倍の新規登録を目標とする。

【里親等支援業務の包括的な実施体制の構築】

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点						
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11	
里親支援センターの設置数★ (民間への委託を含む)	—	計画期間内に1か所以上設置					
民間フォースタッキング機関の設置数	—	里親支援センターの設置検討に併せ検討					
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数★	実施回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	
	受講者数	平均60人	60人以上	60人以上	60人以上	60人以上	

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

家庭では実施が困難な専門的ケアを要するこどもや年長児で家庭養育に対する拒否感が強いこどもなど、家庭での養育や里親等への委託が困難な場合は施設での養育が必要となりますが、施設においても、こどもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」として、小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケア等による養育が重要となります。

また、地域の現状を踏まえて、施設に児童家庭支援センターや里親支援センターを併設することや、子育て短期支援事業をはじめとする市町村の家庭支援事業を積極的に実施することなどにより施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図り、施設が持つ専門性を更に発揮することで、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関として重要な役割を担っていくことが期待されます。

本県においては、里親等委託の推進とともに施設の小規模かつ地域分散化や高機能化等を一体的に進め、代替養育が必要なこどもへの包括的な支援体制の強化を図っていきます。

(1) 施設で養育が必要なこども数の見込み

- 項目5「各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み」及び項目8「里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み」において算出したそれぞれの見込み数から、施設で養育が必要なこども数は次のとおり見込んでいます。

<図表9-1> 施設で養育が必要なこども数の見込み

(単位:人)

年度	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育が必要なこども数	246	245	245	244	243
里親等委託が必要なこども数	57	64	72	82	95
施設で養育が必要なこども数	189	181	173	162	148
3歳未満(0~2歳)	14	14	13	11	9
3歳以上就学前(3~5歳)	19	17	15	11	7
学童期以降(6~18歳)	156	150	145	140	132

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の取組み

■現状

【児童養護施設における「良好な家庭的環境」の確保状況】

- 家庭養育優先原則を踏まえ、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」の確保に向け、施設の小規模かつ地域分散化に取り組んできていますが、令和5年度末時点の状況は以下のとおりです。

<図表9-2> 児童養護施設における「良好な家庭的環境」の確保状況

	実績 (R5末)	目標	
		令和6年度末	令和11年度末
小規模グループケア(施設内ユニット)	40人	54人	70人
グループホーム(小規模かつ地域分散化)	2か所12人	6か所36人	8か所48人

【県における施設への支援の状況】

- ・施設の運営や子どもの処遇に係る措置費制度や国庫補助制度の周知と助言を行うとともに、当該制度の活用による経費の負担や助成を行っています。
- ・施設職員のスキルアップを支援するため、児童相談所職員を施設に派遣し個別ケースに対する専門的助言を行うとともに、施設職員を対象とした研修会等を実施しています。
- ・施設における将来的な人材確保のため、実習生を受け入れる際にその指導にあたる職員の代替職員の雇用に対する助成を行っています。

【各施設の高機能化及び多機能化・機能転換等の状況】

- ・各施設において、家庭支援専門相談員や心理療法担当職員、自立支援担当職員等の専門職を配置し、施設における養育機能の強化を図っています。
- ・県内すべての乳児院・児童養護施設で委託一時保護の受入れを行っていますが、一時保護専用施設を設置している施設はありません。
- ・児童養護施設 5 施設のうち、2 施設において児童家庭支援センターを併設しています。
- ・県内すべての児童養護施設と乳児院、母子生活支援施設で市町村の子育て短期支援事業を受け入れています。
- ・県内で唯一の児童自立支援施設である県立朝日学園について、心理的支援や個別対応の機能強化等のため、令和 3 年度から段階的に改築整備を実施しており、令和 5 年度末までに寮及び本館の改築が完了し、令和 6 年度からは体育館の改築等を進めています。
- ・児童心理治療施設は、被虐待等による愛着形成の課題や発達障がいがあるなど、ケアニーズが非常に高い子どもの支援のための施設ですが、本県には設置がありません。
- ・平成 23 年に「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」において、「出先機関の見直しの方向性について」が取りまとめられ、鶴岡乳児院については「当面は県直営とするものの、全国の状況、乳児院の入所状況や施設状況等を見ながら民間移譲等を検討すべき」とされました。これを受け、平成 24 年 3 月に、当時の県子育て推進部において鶴岡乳児院の見直し方針を策定し民間移譲等の検討を行ってきました。そのような中、平成 31 年 4 月に県内で初めて民間立の「乳児院はやぶさ」が山形市に開設され、現在は県立鶴岡乳児院と併せ内陸と庄内の県内 2 施設体制で乳児等の受入に対応しています。

■課題

- ・里親等委託の推進により、施設で養育が必要な子ど�数は減少する見込みですが、一方で、被虐待児や障がい等がある児童の割合が 5 施設平均で 3 割を超える状況で、処遇にあたる職員の負担が増加しています。
- ・小規模かつ地域分散化を進めるには、本体施設の体制強化(職員数の確保、専門性の向上等)が必要です。また、職員も分散化されるため、職員一人一人のスキルアップと職員への負担が増すことに対するケアも必要になります。
- ・市町村や地域からの相談や家庭支援ニーズに対応できるよう、多職種・多機関連携による施設の高機能化を図っていく必要があります。
- ・施設入所児童数の減少が見込まれる中、施設の運営が厳しい状況になっていくことが懸念されるほか、施設の空きスペースの有効活用などの検討も必要です。
- ・鶴岡乳児院のあり方も含め、里親等委託の推進と施設の養育環境の整備は密接に関わっており、一体的な支援体制の検討が必要です。

■今後の取組みの方向性

- ・施設の小規模かつ地域分散化等に係る補助制度や施設の体制強化に係る専門職の配置加算制度等に関する助言や情報提供を行います。
- ・職員のスキルアップを支援するため、引き続き児童相談所職員による専門的助言や施設職員を対象とした研修会の開催等を行います。
- ・令和4年の児童福祉法改正により、こどもや家庭に対する相談支援等に従事する専門職の質の向上を図るために創設された公的資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進を図ります。施設職員が当該資格を取得することで専門性の向上につながり、こどもの特性に応じたきめ細かいケアができるようになるほか、施設に当該職員を配置することで、当該職員の手當に相当する措置費の加算制度も創設されていることから、当該資格の取得は職員の処遇改善の面でも有用と考えます。
- ・里親等委託の推進と施設の高機能化及び多機能化・機能転換を一体的に推進するため、里親支援センターの設置を含めた県全体としての里親等支援体制の整備に併せ、関係機関等との協議の場を設け、先進自治体における事例研究を行いながら、本県の実情に沿った乳児院や児童養護施設のあり方について検討を進めます。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭ソーシャルワーカーの取得者数 【県独自】	—	6人	12人	18人	24人	30人
小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数★	施設数	2施設	3施設	令和11年度末までに8施設の設置		
	児童数 (定員ベース)	12人	18人	令和11年度末までに48人の定員数を確保		
養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数★	加配施設数	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設
	加配職員数	6人	6人以上	6人以上	6人以上	6人以上
養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数★	—	施設における養育機能強化のため、制度の周知と活用を促進				
一時保護専用施設の整備施設数★	—	一時保護件数の状況を踏まえ検討				
児童家庭支援センターの設置施設数★	2施設	2施設を維持するとともに、未設置2地域での設置を検討				
里親支援センター、里親養育包括支援(フォスターイング)事業の実施施設数★	—	期間中に1か所以上の設置を検討する中で、事業実施施設を調整				
妊娠婦等生活援助事業の実施施設数★	—	計画期間中に県で1か所の事業所設置				
市町村の家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと)★	子育て短期支援事業	8施設	8施設	8施設	8施設	8施設
	養育支援訪問事業	—	市町村のニーズに応じ、施設に制度説明を行うとともに、市町村における家庭支援事業の実施体制整備協力を依頼			
	一時預かり事業	—				
	子育て世帯訪問支援事業(R6新規)	—				
	児童育成支援拠点事業(R6新規)	—				
	親子関係形成支援事業(R6新規)	—				

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み

児童養護施設等の社会的養護の下で育ったこどもは、社会の中で自立していくにあたって、家族からの支援がほとんど期待できず、経済基盤も脆弱で、日常生活で生じる様々な問題の相談相手が周りに少ないなど孤立した状況に置かれることが懸念されます。

そのため、施設等で生活している間から、進学や就職活動のサポート、社会での自立した生活を行うための準備や料理・買い物の練習などの支援を行うとともに、施設等の退所や里親家庭から離れた後もこどもの状況に応じた継続的な支援が必要となります。

こうした背景から、令和4年の改正児童福祉法では、社会的養護経験者等の実情把握と自立のために必要な援助を行うことが都道府県の業務に位置付けられるとともに「児童自立生活援助事業」の年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う「社会的養護自立支援拠点事業」などが創設されました。

本県においては、これらの制度を活用し、自立援助ホームや児童養護施設などの関係施設と連携し、社会的養護の下で生活しているこどもの自立に向けた支援を行います。

(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

- 施設入所や里親等委託の措置をしている児童のうち、例年平均17.6人が18歳に到達しておりますが、基本的には18歳に到達した年度末まで措置延長を行った後、進学や就職等によりそれぞれの道を歩んでいくことになります。
- 一方で、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も生活支援や学習指導等の継続した自立支援が必要な場合は、国の事業を活用し支援を行ってきています。

<図表10-1> 18歳到達児童及び進学・就職者の状況(子ども家庭福祉課調べ)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
18歳到達児童数 (児童養護施設・里親・ ファミリーホーム)	20人	18人	16人	14人	20人	17.6人
進学者数	3人	3人	2人	2人	4人	2.8人
就職者数	11人	13人	13人	11人	12人	12人

<図表10-2> 措置解除後の自立支援事業の利用状況(子ども家庭福祉課調べ)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
18歳(措置延長の場 合20歳)到達による措 置解除後の支援事業 (※)の利用児童数	3人	3人	3人	1人	2人	2.4人

(※)支援事業…「社会的養護自立支援事業」「就学者自立生活援助事業」(いずれも国事業)

(2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組み

■現状

- ・本県独自の取組みとして、私立高校入学時納付金や自動車運転免許取得経費への助成により、保護者等からの経済的支援がない児童の進学及び就職を支援しています。
- ・「身元保証人確保対策事業」(国事業)を活用し、親族等から身元保証が受けられない児童に対し、児童養護施設長等が身元保証人になることによって、就職や自立を支援しています。
- ・「要保護児童自立支援資金貸付事業」(国事業)を実施し、一定期間家賃及び生活費、資格取得費の貸付を行うことにより、円滑な自立を支援しています。

<図表10-3> 自立支援事業の実績(子ども家庭福祉課調べ)

事業	内容	実績 (R2～R5合計)
児童自立支援事業 (県独自事業)	私立高校入学時納付金への助成	33人
	自動車運転免許取得経費への助成	35人
身元保証人確保対策事業 (国事業)	就職時の身元保証・アパート賃借契約時の連帯保証	49人
要保護児童自立支援資金貸付事業 (国事業)	家賃、生活費、資格取得	50件 (※R5末契約数)

- ・措置が解除された後も自立のための継続した支援が必要な場合は、「児童自立生活援助事業」(国事業)により、引き続き施設等において居住の場を提供しています。
- ・児童養護施設では、5施設すべてに自立支援のための専門職(自立支援担当職員)が配置されており、施設で生活している間から進学や就職活動のサポート、社会での自立した生活を行うための準備や料理・買い物の練習などの支援を行うとともに、施設退所後も継続したアフターケア(相談支援等)を行っています。
- ・本県では、平成28年4月1日に県内で初めての自立援助ホームが山形市に開設され、施設退所者等の自立支援を行っています。
- ・また、本計画策定及び今後の施策の検討にあたって当事者の意見を反映させるため、児童養護施設退所者に対するアンケートを実施しています。

【アンケート概要】

- 実施時期:令和6年11月
- 対象者:児童養護施設の退所者(退所時15歳以上)で、施設から連絡がつく方
- 実施方法:施設から対象者にアンケート用紙を送付し、返信用封筒により県担当課へ直接回答
- 回答者:19人(男性9人、女性10人、平均年齢22.8歳、県内在住15人、県外在住4人)

Q.現在のお仕事や学校について教えてください。

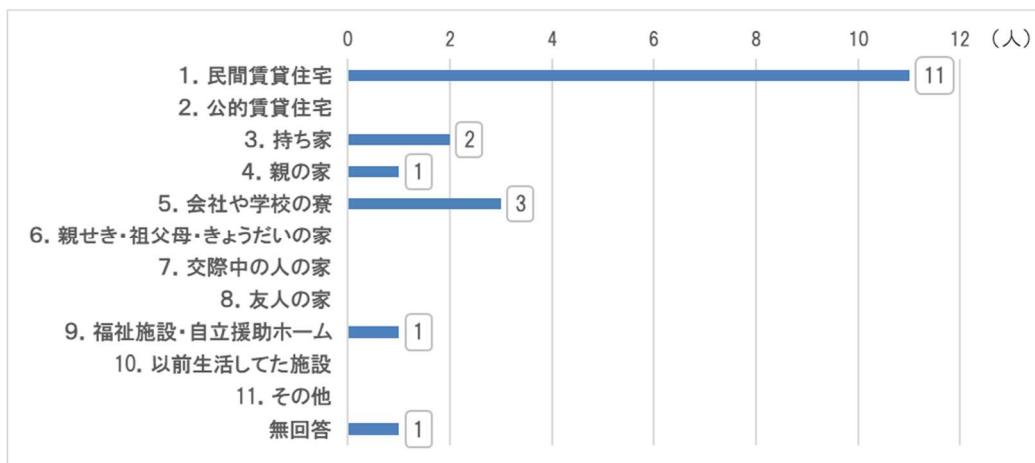
1. 働いている	2. 学校に通っている	3. その他
12人	5人	2人

「働いている」…正社員8人、パート1人、その他2人(就労継続支援B型(障がい福祉サービス))、無回答1人

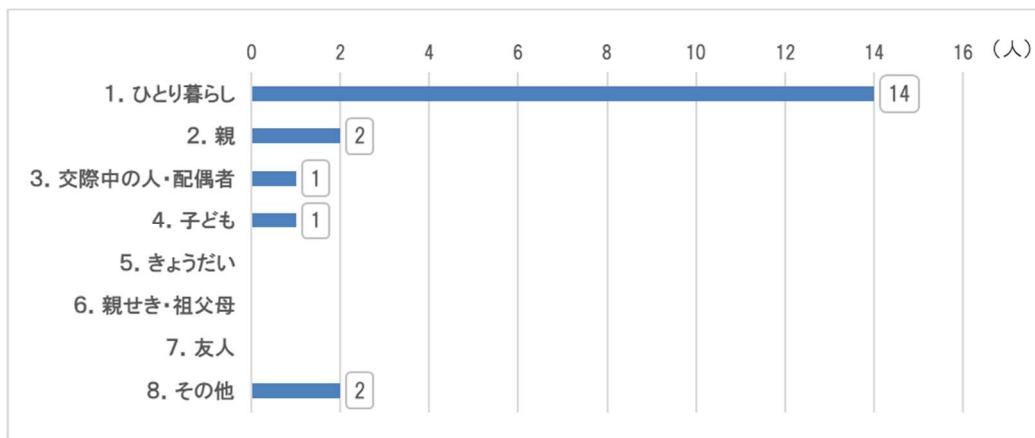
「学校に通っている」…4年制大学1人、専門学校・短期大学3人、その他1人(6年制)

「その他」…これからアルバイトをする予定1人、主婦1人

Q. 現在は、どのようなところに住んでいますか。



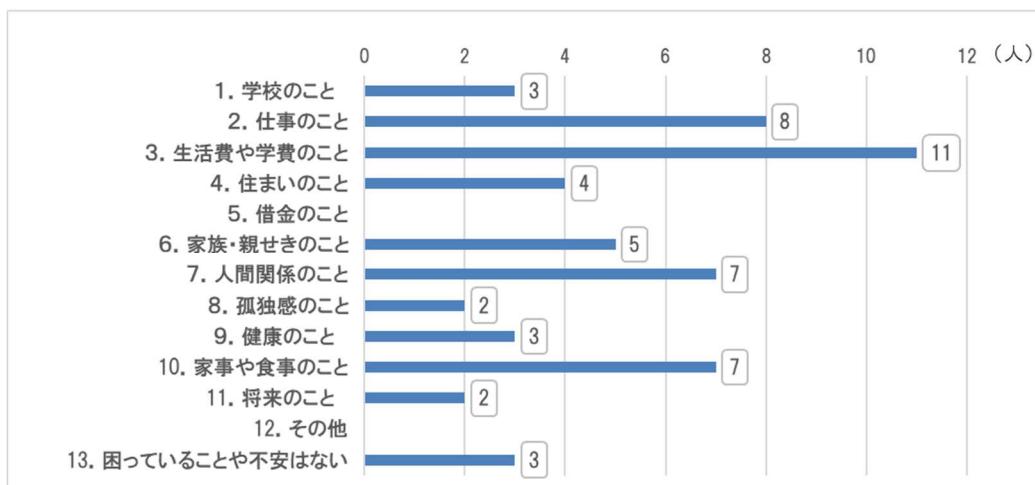
Q. どなたと暮らしていますか。



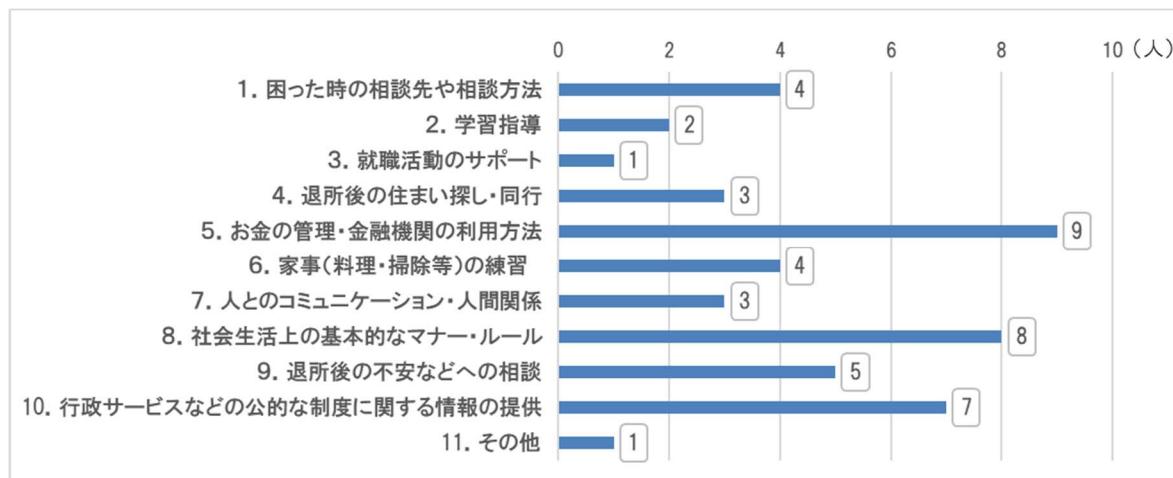
Q. 毎月の収入はどのくらいですか。※働いている方



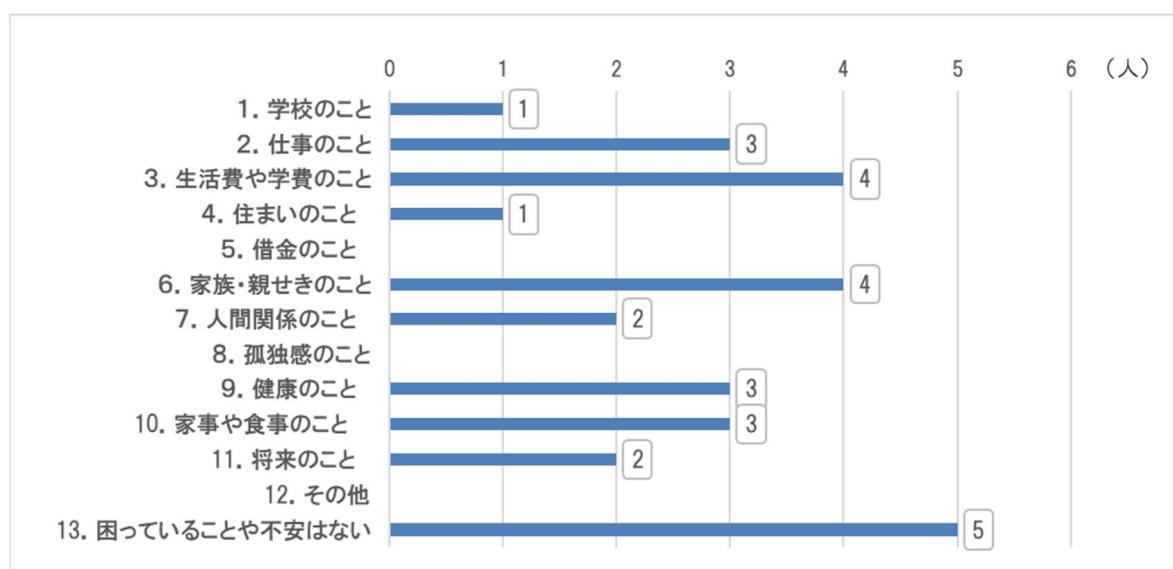
Q. 施設を退所する前に、不安や心配だったことはありましたか。



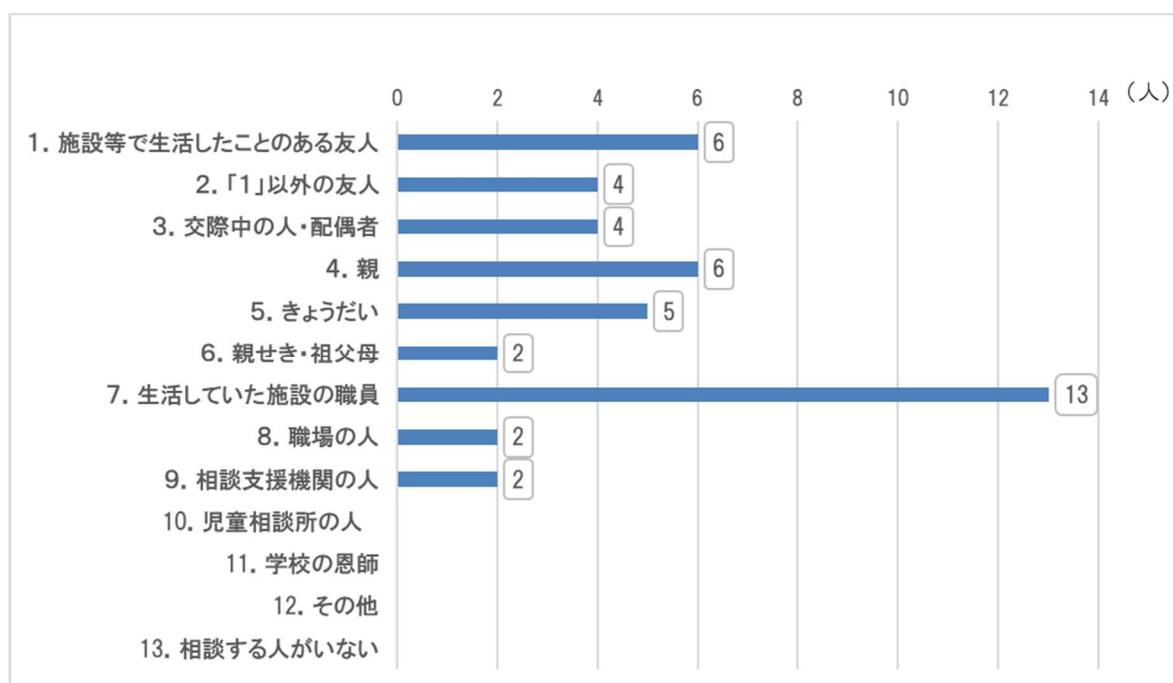
Q. 施設に入所している間に、退所に向けて教えてほしかったこと、支援してほしかったことはどのようなことで
すか。※実際に受けて良かったと思う支援を含む。



Q. 現在の生活の中で、困っていることや不安なこと、心配なことがあれば教えてください。



Q. 困った時や不安な時、相談できる相手はどなたですか。



Q. 現在の生活の中での不安や心配なことに対して、利用したいサポートやサービスはありますか。



Q. その他、施設で暮らすこどもたちが自立し社会で生活していくために、「こういうことがあったらいいな」「こういうことをしてほしかった」と思うことなど、自由にご記入ください。

- 社会を教えてほしい(家事、買い物など)。小さいころからたくさん(月に最低2回くらい)。
- 生活の基盤、社会のルール、お金の管理の仕方
- 外出する機会が少なかったため土地勘がなくて困ったことがあった。だから、外出する機会を増やした方が良いと思う。

- ・アンケート調査結果では、退所前に不安や心配だったことは「**生活費や学費のこと**」が最も多く、次いで「**仕事のこと**」が多くなっています。
- ・施設に入所している間に退所に向けて教えてほしかったこと、支援してほしかったことは「**お金の管理・金融機関の利用方法**」が最も多く、2番目が「**社会生活上の基本的なマナー・ルール**」、3番目が「**行政サービスなどの公的な制度に関する情報の提供**」となっています。
- ・現在の生活の中で、困っていることや不安なこと、心配なことについては、「**困っていることや不安はない**」が最も多くなっており、次いで「**生活費や学費のこと**」と「**家族・親せきのこと**」が同数となっています。
- ・困った時や不安な時、相談できる相手は「**生活していた施設の職員**」が最も多くなっていますので、生活して施設の存在が退所者にとって大きな支えになっているものと思われます。

■課題

- ・実態把握のためのアンケートについて、現在の生活について「**困っていることや不安はない**」が最も多い結果となりましたが、連絡がつかない方や回答が得られかかった方もおり、支援を必要とする社会的養護経験者が潜在化していることも考えられますので、より効果的な実態把握の手法の検討が必要です。
- ・退所前に不安や心配だったこととして「**生活費や学費**」や「**仕事のこと**」が多くなっており、引き続き進学や就職に向けた相談支援や経済的支援が必要です。
- ・児童養護施設では施設退所後のアフターケアとして相談支援等を行っており、退所者にとって大きな拠り所になっていると思われますが、施設からは、退所後も継続した支援が必要な社会的養護経験者が増えており、日常生活上の援助や生活指導、居場所の提供などのニーズが増えてきているということもお聞きしています。

- ・本県では、施設退所者等への就学・就職支援や生活支援等を行う自立援助ホームは1か所（定員6名）で年度末における平均入所者数は4人となっています。

＜図表10-4＞ 自立援助ホーム入所児童数の推移(子ども家庭福祉課調べ)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (11/1現在)	平均
各年度末人数	4人	3人	4人	4人	4人	5人	4人

■今後の取組みの方向性

- ・引き続き、私立高校入学時納付金や自動車運転免許取得経費への助成や家賃及び生活費、資格取得費の貸付などにより、進学や就職等の自立を支援していきます。
- ・施設退所者への柔軟で継続した生活支援等が行えるよう、児童養護施設等にも拡大された「児童自立生活援助事業」の実施を支援します。
- ・また、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う「社会的養護自立支援拠点事業」の実施について検討していきます。
- ・自立援助ホームについて、新たに開設の相談があった場合は、児童相談所と連携のうえ必要な支援を行います。
- ・県内において自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実態把握と支援のあり方等について、関係機関で共有・協議するためのネットワークや支援体制の構築を進めます。

【児童自立生活援助事業】

○義務教育終了後、里親等委託や児童養護施設への入所等措置が解除された児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行い、併せて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うもの。
(実施場所)

- ・I型：自立援助ホーム
- ・II型：母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設
- ・III型：ファミリーホーム又は里親(親族里親を除く)の居宅

【社会的養護自立支援拠点事業】

○社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、これらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援や生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつけるもの。

＜評価指標＞

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
児童自立生活援助事業の実施箇所数★	I型	1か所	県内1か所の実施を維持するとともに、新たな開設についてはII型、III型の実施状況を踏まえ調整			
	II型	—	令和11年度まで児童養護施設5施設で実施			
	III型	—	I型、II型の実施状況を踏まえ調整			
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数★	—	期間中に1か所以上の設置				
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況	—	社会的養護経験者等の実態把握と支援について、関係機関で共有・協議するための連携体制を検討				

11 児童相談所の強化等に向けた取組み

全国の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は年々増加しており、平成27年度に初めて10万件を超え、令和4年度は214,843件で過去最多となりました。

全国では児童虐待による死亡事案も発生しており、深刻な社会問題となっていることを受け、国では、平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」を策定し、令和4年度までに全国で児童福祉司2,020人程度、児童心理司を790人程度増員することを目指しました。

さらに、令和4年12月には、児童相談所及び市町村の体制強化を計画的に進め、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定

(令和5年12月及び令和6年12月に一部改定)され、令和5年度から令和8年度にかけて児童相談所の児童福祉司及び児童心理司の更なる増員を図ることとされております。

本県では、児童虐待と認定された件数は令和元年度に過去最多となる847件を記録して以降600件を超える高い水準で推移しており、令和5年度には869件となり過去最多を更新しています。また、虐待件数の増加とともに、子どもや家庭が抱える問題が複雑化していることから、これまで以上に子どもや家庭に寄り添った支援が必要になっています。

こうした背景を踏まえ、本県では、児童相談所の更なる専門性の向上と体制強化を図るとともに、市町村をはじめとした関係機関との連携強化に取り組みます。

(1) 中核市の児童相談所設置に向けた取組み

■現状

- ・本県では、平成31年4月に山形市が中核市に移行しています。山形市は人口規模が最も多く、児童虐待への対応件数も最も多くなる状況にあり、児童相談所と連携し対応しています。

■課題

- ・現時点で、中核市における児童相談所設置について具体的な検討はなされていませんが児童虐待通告件数や通告に占める虐待の認定件数が増加していることから、児童相談所と中核市としての山形市との役割分担と更なる連携強化が必要です。

■今後の取組みの方向性

- ・中核市の児童相談所設置については、山形市の意向を確認しながら必要な支援を行っていきます。
- ・児童相談所と中核市を含めた市町村が、それぞれが持つ機能や役割を踏まえ事案の緊急性や専門性に応じた対応ができるよう、連携に向けた対応方針の検討や共通認識を深めるため合同研修等を行い、更なる連携強化に取り組みます。

(2) 都道府県(児童相談所)における人材確保・育成、児童相談所設置等の取組み

■現状

- 本県の児童虐待(疑いを含む)の通告件数と、そのうち市町村や児童相談所において虐待と認定された件数は長期的に増加しており、令和5年度の認定件数は、過去最多となる869件となっています。
- 背景として、県民の児童虐待に対する認知度と通告に対する意識が高まっていること、警察、学校、保育所、医療機関等との連携がより密になり、児童虐待又は虐待が疑われる事案が適切に通告されるようになってきたことなどが考えられます。

<図表11-1> 本県における児童虐待通告・認定件数の推移(子ども家庭福祉課調べ)



- こうした虐待通告・認定件数の増加に対応するため、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」、改正児童福祉法及び政令で定められた基準を踏まえ、児童相談所の専門職(児童福祉司、児童心理司)を計画的に増員してきています。

<図表11-2> 児童相談所における専門職の配置数(各年度4月1日現在)

年 度	H31	R6	配置基準
児童福祉司	29人	41人	40人
児童心理司	8人	19人	19人

- また、児童相談所職員の専門性を高めるため、児童福祉司として任用する前と任用後に義務付けられている専門研修の実施や指導的役割を担う児童福祉司(スーパーバイザー)の養成研修への派遣、職務に応じた専門研修への派遣などを実施しています。
- 若手職員に対しては、若手職員が中堅職員等とチームを組んで対応する地域担当制の実施などによりサポート及び人材育成を図っています。
- 市町村や里親への支援体制の強化のため、市町村支援担当児童福祉司及び里親支援担当児童福祉司を配置しています。

- ・その他の専門職として、各児童相談所に医師(非常勤)及び保健師(常勤)を配置しています。弁護士は非常勤専門職として中央児童相談所に配置していますが、庄内児童相談所との連携・協力も可能となっており、常勤配置に準ずる措置を講じています。
- ・児童虐待への対応には警察との連携が重要となることから、平成30年12月に「児童相談所と警察の情報共有の強化に関する合意書」と締結し、児童虐待に係る情報共有の徹底を図っています。また、中央児童相談所には現職警察官が人事交流により配置されており、警察との連携体制の強化を図っています。
- ・DVと児童虐待は密接に関連していることから、DV防止対策と児童虐待防止対策を一体として取り組むことが重要となります。中央児童相談所と女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)が福祉相談センターとして一体となっており、連携がとりやすい体制となっています。
- ・児童相談所の職員が子どもや家庭と向き合い、より細やかな支援に注力できるよう、児童相談所のDX化を推進し、業務の効率化と対応の迅速化により児童相談所の体制強化を図るため、令和4年度から令和5年度にかけ「児童相談所業務支援システム」と「AI音声認識機能」を一体的に運用する「AI機能一体型児童相談所業務支援システム」を導入し令和6年度から本格稼働しています。

■課題

- ・計画的な職員の新規採用による増員を行ってきましたが、経験の浅い若手職員の数が増えており人材育成が必要となっています。また、若手職員への教育・指導を行うことができる職員(スーパーバイザー)の育成も課題となっています。
- ・令和4年の児童福祉法改正により、一時保護の適正性や手続の透明性の確保のため一時保護開始時の司法審査が導入(令和7年6月1日施行)されることとなり、従来以上に児童相談所が担う司法手続が拡大されることから、児童相談所の法的対応体制の強化が必要となります。

■今後の取組みの方向性

- ・引き続き、若手職員が中堅職員等とチームを組んで対応する地域担当制の実施などにより若手職員の育成を図っていくとともに、併せてスーパーバイザー養成研修への積極的な派遣などにより指導的役割を担う児童福祉司の育成に努め、組織全体としての人材育成に取り組んでいきます。
- ・令和7年度以降の児童相談所における法的対応業務の増大を見据え、児童相談所に配置している弁護士(非常勤)の勤務体制の見直しなどにより、児童相談所職員が司法的な調整や援助を受けることができる体制を整備し、法的対応機能の強化を図ります。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点							
	現状(R6)	R7	R8	R9	R10	R11		
児童相談所の管轄人口★	—	令和2年国勢調査では、管内人口は、中央:804,623人(村山531,855人、最上70,922人、置賜201,846人)、庄内:263,404人。児童相談所の所管区域の人口は、概ね50万人(20万人～100万人の範囲内)が目安とされており、本県では最上駐在、置賜駐在の設置もあり、設置基準を満たしている。						
第三者評価を実施している児童相談所数★とその割合(分母:管内の全児童相談所数)	相談所数★	—	児童相談所の質の確保・専門性の向上を図るため、積極的な導入を検討					
	割合	—						
児童福祉司、児童心理司の配置数★(定数ベース) [R6.4.1]	児童福祉司	41人	41人	41人	41人	41人	41人	
	児童心理司	19人	19人	19人	19人	19人	19人	
市町村支援児童福祉司の配置数★ [R6.4.1]	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	
児童福祉司スーパーバイザーの配置数★ [R6.4.1]	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	
医師の配置数★ [R6.4.1]	常勤	—	—	—	—	—	—	
	非常勤	3人	3人	3人	3人	3人	3人	
保健師の配置数★ [R6.4.1]	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	
弁護士の配置数★ [R6.4.1]	常勤	—	現在の勤務体制(非常勤)の見直しを含めた体制強化を検討					
	非常勤	1人	1人	1人	1人	1人	1人	
こども家庭福祉行政に携わる都道府県(児童相談所)職員における研修(児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等)の受講者数★	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	
専門職採用者数(割合)[R6.4.1] (児童福祉司・児童心理司・医師・保健師・弁護士の配置計画に対する実際の配置状況)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

12 障害児入所施設における支援

障害児入所施設においても被虐待児童が一定割合生活しており、障がいに対する正しい理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行う必要があります。

このため、障害児入所施設においても良好な家庭的環境の整備に向けた取組みを推進します。

福祉型障害児入所施設における取組み

■現状

- 本県に設置されている福祉型障害児入所施設は3施設で、全て県立です。当該3施設への児童相談所による措置児童数は過去5年平均で14.4人となっています。

<図表12-1> 措置入所児童数(各年度末)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
措置入所児童数(3施設合計)	14人	14人	13人	13人	18人

(子ども家庭福祉課調べ)

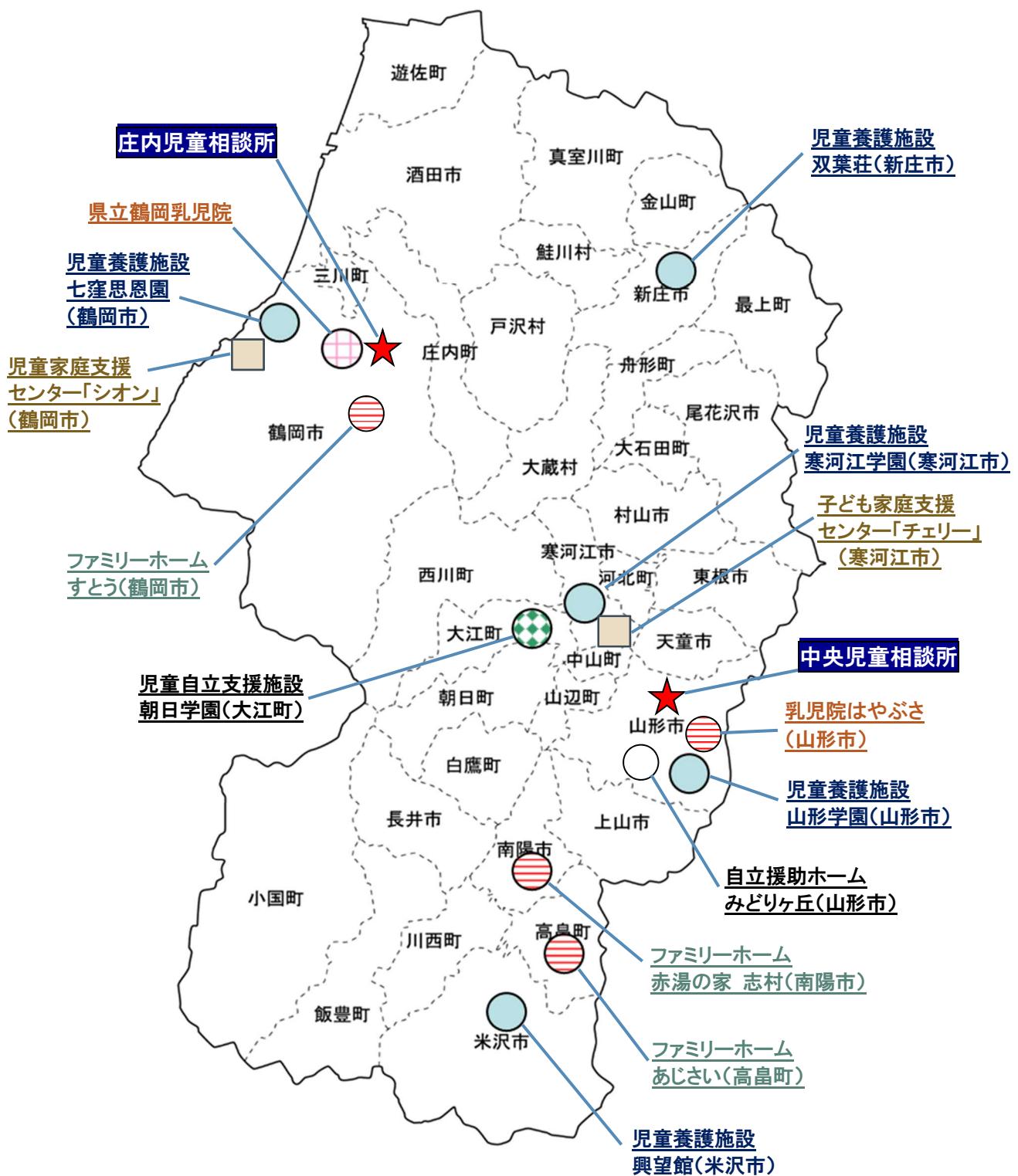
- 各施設では、家庭的な機能や雰囲気づくりに配慮しつつ、入所児童の個性や主体性を尊重し、心身の特性に応じた支援を行っています。
- また、地域行事への参加やボランティアの積極的な受入れなどにより児童の地域社会との交流を図るとともに、児童相談所や市町村、特別支援学校等の関係機関と連携しながら、将来の児童の自立に向けた支援を行っています。

■課題・今後の取組みの方向性

- 各施設は平成10年度から12年度にかけて建設されており、施設更新の制約上、ハード面におけるユニット化等の取組みは直ちには難しいことから、入所児の部屋割りの柔軟な対応など、当面は運用の工夫により、良好な家庭的環境の実現を引き続き目指していきます。

參 考 資 料

1. 山形県内の社会的養護関係施設の設置状況(令和6年4月1日現在)



2. 山形県社会的養育推進計画(令和7年度～令和11年度)の策定経過

日程	内容
令和6年 7月22日	次期山形県社会的養育推進計画の策定に係る関係者打ち合わせ会議 ・現行計画の進捗状況及び今後の取組みの方向性等
令和6年 8月28日	社会福祉関係団体との意見交換(児童養護施設協議会等) ・各施設が抱える課題等
令和6年 8月30日	里親会・養育里親等との意見交換 ・里親制度の啓発、養育上の課題、関係機関による支援体制等
令和6年 9月6日	第1回山形県社会的養育推進計画検討会議 ・計画骨子案について
令和6年 10月15日	第1回山形県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・計画骨子案について
令和6年 11月27日 ～11月28日	山形県社会的養育推進計画の策定に係る市町村意見交換会(4地域) ・市町村におけるこども家庭支援体制の構築に向けた取組みについて
令和6年 12月26日	第2回山形県社会的養育推進計画検討会議 ・計画素案について
令和7年 2月	第2回山形県社会福祉審議会児童福祉専門分科会(予定) ・計画案について
	山形県社会的養育推進計画(案)のパブリックコメントを実施(予定)
令和7年 3月	第3回山形県社会的養育推進計画検討会議(予定) ・計画の策定について
	山形県社会的養育推進計画(令和7年度～令和11年度)の策定(予定)

3. 山形県社会的養育推進計画検討会議委員名簿

	所属	役職	備考
1	鶴岡乳児院・庄内児童相談所	院長・所長	
2	乳児院はやぶさ	施設長	
3	児童養護施設 山形学園	園長	
4	児童養護施設 興望館	館長	
5	児童養護施設 双葉荘	荘長	
6	児童養護施設 寒河江学園	園長	
7	児童養護施設 七溝恩園	園長	
8	山形市こども家庭支援課	課長	施設設置市
9	米沢市こども家庭課	課長	施設設置市
10	山形県里親会	会長	
11	山形県福祉相談センター(中央児童相談所)	所長	
12	児童自立支援施設 朝日学園	園長	
13	母子生活支援施設 むつみハイム	施設長	
14	東北文教大学短期大学部子ども学科	教授	
15	当事者(社会的養護経験者)	—	
16	当事者(社会的養護経験者)	—	
17	しあわせ子育て応援部子ども成育支援課	課長	
18	健康福祉部障がい福祉課	課長	
19	村山総合支庁子ども家庭支援課	課長	
20	最上総合支庁子ども家庭支援課	課長	
21	置賜総合支庁子ども家庭支援課	課長	
22	庄内総合支庁子ども家庭支援課	課長	
23	しあわせ子育て応援部	部長	委員長

(設置要綱に定める委員の選任種別順)

山形県社会的養育推進計画

(令和7年度～令和 11 年度)

発行:令和7年 月

山形県しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉課

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

電話番号 023-630-2259 FAX 023-632-8238